
寝屋川市障害福祉計画

第1期計画〔平成18～20年度〕

寝屋川市

はじめに



わが国の障害保健福祉施策は、社会福祉基礎構造改革以降めまぐるしく変化しております。平成15年度から導入された支援費制度においては、障害福祉サービスの利用が飛躍的に増大しましたが、一方で障害種別による制度の違い、地域間格差、財源の問題などが指摘されました。これらの課題もふまえつつ新たな障害保健福祉改革を具現化すべく、障害者自立支援法が平成18年4月に施行されました。

障害者自立支援法には、身体・知的・精神の3障害を一元化し、市町村が地域のニーズに応じて総合的・計画的に福祉サービスを提供していくことが定められています。

本市におきましても、国の障害者施策の動向をふまえて様々な事業を実施してまいりましたが、障害者自立支援法の施行にともない、サービス見込量と確保のための方策を明記した寝屋川市障害福祉計画（第1期計画）を策定し、この計画にもとづいて事業を推進してまいります。

本計画は、ノーマライゼーションのまちづくりの基本理念として「みんなが“自分らしく”暮らしあうまちづくり」を掲げ、だれもが地域で心豊かに暮らし、一人ひとりの思いや自分らしさが尊重され、地域のさまざまな力をつないでいくことをめざしております。

今後とも、障害福祉施策充実のために、この計画の着実な推進に努めて参りますので、市民の皆様や関係者の皆様方より一層のご協力をお願いいたします。

最後に、この計画の策定にあたり、貴重なご意見やご指導をいただきました多くの市民の方々や、障害福祉計画策定協議会の委員の皆様にご心より厚くお礼申し上げます。

平成19年3月

寝屋川市長 馬場好弘

目 次

第1章 計画の策定にあたって

| | |
|------------|---|
| 1. 計画の目的 | 1 |
| 2. 計画の位置づけ | 1 |
| 3. 計画の期間 | 2 |
| 4. 計画の策定方法 | 3 |
| 5. 計画の進行管理 | 3 |

第2章 障害者支援の基本方向

| | |
|--------------------------|---|
| 1. ノーマライゼーションのまちづくりの基本理念 | 5 |
| 2. 障害者支援の視点 | 6 |
| 3. 障害者支援の目標 | 7 |

第3章 障害福祉サービス等の推進方策

| | |
|---------------------------------|----|
| 1. 障害福祉サービス等の考え方 | 11 |
| 2. 障害福祉サービス等を推進していくうえでの考え方 | 11 |
| 3. 障害福祉サービス等の見込量と提供体制の確保策 | 14 |
| (1) 障害福祉サービスの見込量と確保策 | 14 |
| (2) 地域生活支援事業の内容と事業量 | 21 |
| 4. 地域生活への移行・一般就労への移行に関する目標と推進方策 | 27 |
| (1) 地域生活への移行 | 27 |
| (2) 福祉施設から一般就労への移行 | 28 |

第4章 障害福祉サービス等を推進していくしくみづくり

| | |
|--|----|
| 1. 障害福祉サービス等を総合的に推進するしくみづくり【地域自立支援協議会】 | 31 |
| 2. サービスの的確な利用を促進するしくみづくり【サービス利用促進システム】 | 34 |
| 3. 障害者等の権利擁護のしくみづくり | 38 |
| 4. 地域のさまざまな力を活かして障害者の生活を支援するしくみづくり | 39 |

資 料

| | |
|---------------------|----|
| 計画策定経過 | 41 |
| 寝屋川市障害福祉計画策定協議会設置要綱 | 42 |
| 寝屋川市障害福祉計画策定協議会委員名簿 | 43 |
| 障害福祉サービス等に関するニーズ調査 | 44 |
| 障害福祉サービス等の利用実績の推移 | 54 |
| 障害者自立支援法の概要 | 58 |
| 用語説明 | 61 |

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の目的

わが国の福祉は、1990年代からの社会福祉基礎構造改革を通じて、地域福祉を基盤としつつ、契約によってサービスを利用する制度へと転換されてきました。平成12年度に介護保険制度が導入されるとともに、障害者に対する福祉サービスは平成15年度からの支援費制度を経て、平成18年度からは障害者自立支援法に基づくサービスへと移行しています。

障害者自立支援法においては、身体障害・知的障害・精神障害を一元化し、市町村が地域のニーズに応じて総合的かつ計画的に福祉サービスを提供していくものと定められています。そのため、地域の状況をふまえつつ、必要となるサービスの見込量と確保のための方策を明記した障害福祉計画を、すべての市町村が策定することになりました。

本市では、平成10年に障害者基本法に基づく市町村障害者計画である「寝屋川市障害者長期計画」を策定し、計画の基本理念である「人間性の尊重に基づく、ノーマライゼーションの社会づくり」を基盤としながら、障害者施策をとりまく状況の変化をふまえて各種事業を実施してきました。障害福祉計画の策定においては、市町村障害者計画との調和を保つものとされており、「寝屋川市障害者長期計画」についても、根幹となる福祉サービスの制度が大きく変わることに対応した新たな方向性を検討することが求められています。

こうした状況をふまえ、「寝屋川市障害者長期計画」の見直しを見据えつつ、「寝屋川市障害福祉計画（第1期計画）」を策定しました。

2. 計画の位置づけ

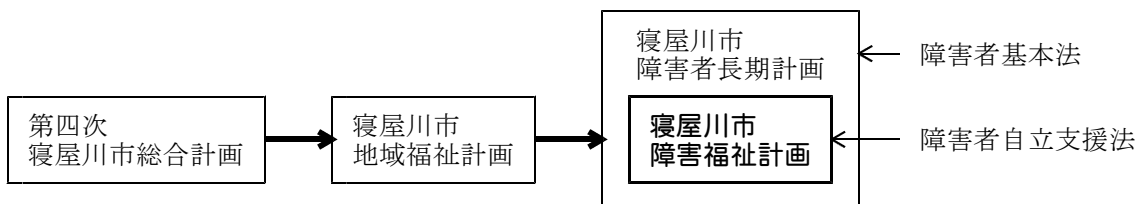
「寝屋川市障害福祉計画」は、障害者自立支援法に基づく市町村障害福祉計画です。

この計画は、障害者基本法に基づく「寝屋川市障害者長期計画」や社会福祉法に基づく「寝屋川市地域福祉計画」と調和を保つとともに、国が作成した基本指針に即して策定するものと定められており、これらの点をふまえるとともに、大阪府が作成した基本指針との整合性も考慮しつつ、本市の状況に基づく計画として策定しました。

なお、「寝屋川市障害者長期計画」を策定した平成10年以降、支援費制度の実施や障害者自立支援法の施行など、障害者施策をとりまく状況が大きく変化したことをふ

また、「障害者支援の基本方向」についても検討を行いました。

障害福祉計画の位置づけ

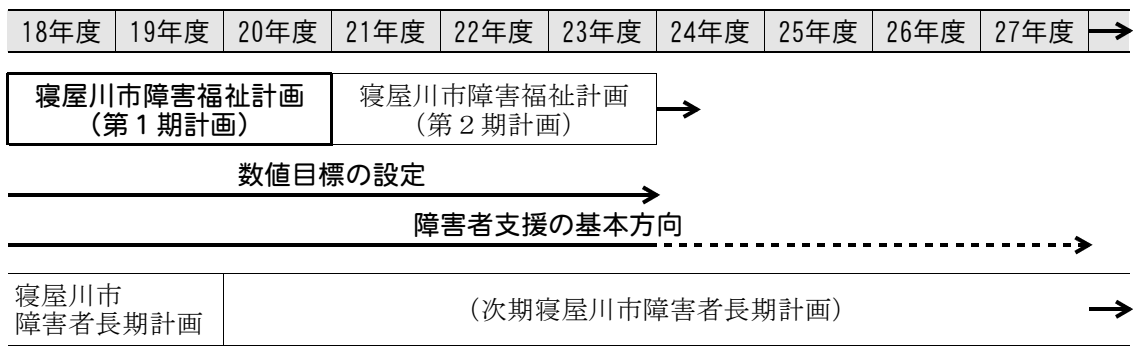


3. 計画の期間

「寝屋川市障害福祉計画（第1期計画）」は、障害者自立支援法に基づき、平成23年度までの新サービス体系への移行を念頭に置きつつ、平成18年度から平成20年度までの3年間の計画として策定しました。

なお、「障害者支援の基本方向」については、長期的な視点にたった取り組みをすすめていく観点から、10年間程度を想定して検討しました。

障害福祉計画の期間



4. 計画の策定方法

「寝屋川市障害福祉計画」は、市民・当事者のニーズをふまえた計画とするよう、公募による市民および当事者・事業者等の関係団体・機関代表者等が参加する「寝屋川市障害福祉計画策定協議会」における意見交換をふまえて策定しました。

また、市民の意見を広く聴くため、計画案に対するパブリックコメントを実施するとともに、当事者のニーズを広く把握するためのアンケート調査等を実施しました。

5. 計画の進行管理

この計画は「寝屋川市地域自立支援協議会」において、計画に基づく事業の推進方法に関する検討や、進捗状況の点検・評価などを行います。

また、この計画には障害福祉サービスを推進していくためのさまざまなしくみづくりを掲げていますが、それらのしくみにおいてこの計画を基本とした具体的な事業展開を図り、目標の実現に向けて取り組んでいきます。

第2章 障害者支援の基本方向

※この「障害者支援の基本方向」は、「寝屋川市障害福祉計画」を本市における障害者施策の基本方針である「寝屋川市障害者長期計画」と調和を保って策定するために検討したものです。「寝屋川市障害者長期計画」は基本計画を含む計画全体の見直しを平成19年度においてを行うこととしており、計画全体の議論のなかで基本方向についても再検討を行うものとします。

1. ノーマライゼーションのまちづくりの基本理念

みんなが“自分らしく”暮らしあうまちづくり

障害があってもなくてもあたりまえに暮らせる社会づくりをめざす「ノーマライゼーション」の理念は、障害者支援の基本的な考え方として定着してきました。そして、わが国の社会福祉のあり方を根本的に見直した「社会福祉基礎構造改革」では、“だれもが地域とつながりをもって、安心して心豊かに暮らせるよう支援する”ことをめざす「地域福祉」が、これからの社会福祉と位置づけられました。つまり、「ノーマライゼーション」は、障害者支援だけでなく、社会福祉全体を貫く理念となったのです。

もちろん現実には、すべての市民が障害や障害者の生活について十分に理解し、ノーマライゼーションを一人ひとりの暮らしに関わることと意識しているとはいえません。また、障害者を支援する制度においても、多様なニーズにきめ細かに対応できていない面もあります。障害者支援の基幹となる障害者自立支援法にもサービスを提供するしくみや水準などで多くの課題が残されており、これらに対応していくための取り組みをいっそう推進していく必要があります。

そしてこれからは、そうした取り組みを障害がある当事者や特定の支援者だけでなく、障害のあるなしにかかわらず、だれもが“自分らしく”暮らすという地域福祉の目標に向かって、みんなで取り組んでいくこととなります。内容や程度は違っても、だれもがもつ生きづらさをお互いに理解し、“共感”をもってよりよく暮らせるまちづくりをすすめるなかで、“一人ひとりの障害に、柔軟かつ的確に対応できる支援のしくみづくり”をすすめます。

2. 障害者支援の視点

(1) だれもが地域で心豊かに暮らしていくうえで必要なことを支援します

これからの新しい社会福祉である「地域福祉」では、だれもが必要に応じて支援の受け手になると同時に、それぞれの特長を活かして担い手にもなります。障害がある人々も、存在そのものが人々に力を与え、ともに社会を変えていく主体としての役割がいつそう期待されます。こうした関係のなかで、だれもが心豊かに暮らしあううえでの地域の課題として、障害がある人が生活していくうえで感じている多くの“生きづらさ”を捉え、一人ひとりの状況に的確に対応できる支援に取り組んでいきます。

(2) 一人ひとりの思いや自分らしさを尊重して支援します

しかし、“心豊かな暮らし”といっても、どのような生活を望むかは人によってさまざまです。一人ひとりが自らの思いを描き、自分らしい生き方をめざしていくことが、満足できる毎日につながります。日常生活にさまざまな支援を必要とする障害者は、支援の制度の枠によって生活のかたちが決められてしまいがちです。そうではなくて、一人ひとりの自分らしさを尊重し、それを実現するために制度を活用したり、地域の資源を活かして新たな方法を開発していくよう、支援のスタイルを変えていきます。

(3) 地域のさまざまな力をつないで支援します

一人ひとりが描く多彩な暮らしへの支援を公的な制度だけで行っていくことは困難です。人と人の心のふれあいなど、公的に深く関わるべきではないことも、私たちの暮らしにはあります。また、だれかの力になることで、私たちは豊かな気持ちになれます。人と人の関わりを通じて地域も変わっていきます。そうしたあたたかな包容力をもつまちと人づくりをめざして、地域のさまざまな力をつないだ支援をすすめます。

3. 障害者支援の目標

(1) だれもがともに暮らせるまちづくり

①障害についての理解と支えあいの推進

市民一人ひとりがお互いに理解し、認めあって暮らせるまちづくりをすすめます。そのために、多様な障害や障害がある人の暮らしについて理解し、支援しあえるよう、ふれあいや学びあい、話しあいの取り組みをすすめます。また、多くの市民が主体的に地域福祉活動に参加し、協働した取り組みを広げていけるよう、促進・支援します。

②快適で安心な生活環境整備の推進

だれもが安心して快適に暮らせるよう、安全でバリアのない生活環境づくりをすすめます。そのために、都市施設や公共的な建築物、住宅等のバリアフリー化をすすめます。また、多様な障害などに配慮した防犯や防災、災害時の支援のための対策を推進します。

(2) 一人ひとりの思いや力を活かすしくみづくり

①生涯を通じた学習への支援の充実

だれもが“自分らしい”生活をおくることができるよう、一人ひとりの生涯を通じた学びを支援します。そのために、障害がある子どもの一人ひとりの発達を支援し、社会での生活力を高める保育や学校教育をすすめます。また、生涯を通じた地域や家庭での学習ができるよう支援します。

②就労や社会参加への支援の充実

一人ひとりのライフスタイルにあわせて希望する就労や社会的な活動ができるよう、受け入れる場の確保や条件整備と的確なコーディネートの実施を図るとともに、障害の特性に配慮した支援のしくみづくりをすすめます。

③身体とこころの健康づくりと医学的リハビリテーションの推進

一人ひとりの思いや力を発揮する基礎として、一人ひとりが主体的に身体とこころの健康づくりに取り組めるよう支援します。また、安心して適切な医療が受けられるよう地域医療における障害者への対応をすすめるとともに、急性期、回復期から在宅

生活への移行につなぐ医学的リハビリテーションを推進します。

(3) 自分らしい生活を支えるサービスづくり

①相談支援の充実

一人ひとりの思いに沿った支援を行っていくよう、ケアマネジメントの視点にたった相談支援を推進します。また、気軽に相談でき、的確な支援につながるよう、相談支援のネットワークの充実を図ります。

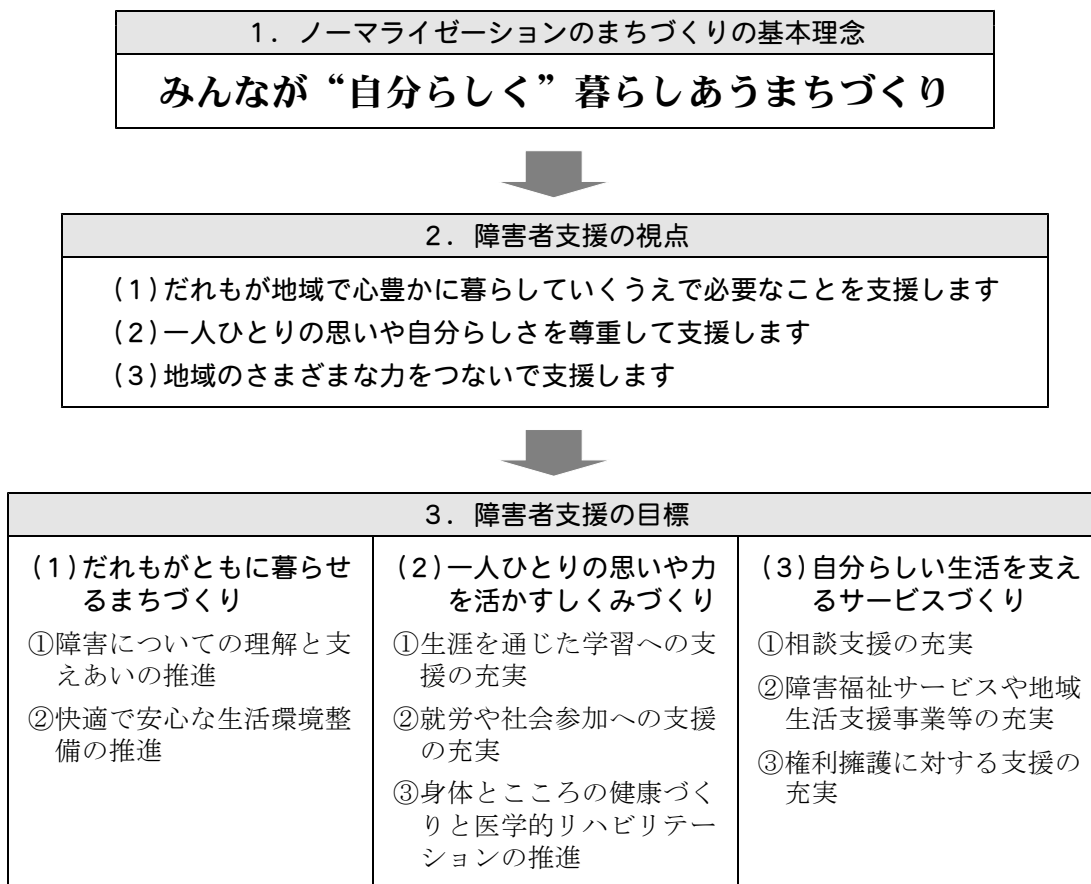
②障害福祉サービスや地域生活支援事業等の充実

できるだけ地域で暮らすことができるよう、施設や病院で生活している人の地域移行を図りつつ、自分らしい生活を行っていくうえで、障害のためにできない（しにくい）ことを補うよう、障害福祉サービスや地域生活支援事業などの充実を図ります。そのために、新たな事業者の参入なども含めて必要なサービスが提供できる体制を確保するとともに、支援の質を高めるよう取り組みます。

③権利擁護に対する支援の充実

判断能力が不十分なために不利益を被るおそれがある人の権利擁護を支援するよう、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業（福祉サービス利用援助事業）などを活用した取り組みを充実します。これらの取り組みにおいては、権利侵害を防ぐだけでなく、一人ひとりの思いを実現できる“積極的な権利擁護”が実現できるよう、相談支援や具体的なサービスなどと連動した取り組みをすすめます。

障害者支援の基本方向



第3章 障害福祉サービス等の推進方策

1. 障害福祉サービス等の考え方

障害者自立支援法は、障害福祉に関するサービスを一元化し、市町村が中心となって効果的・効率的に提供していくことをめざして制定されました。障害保健福祉制度全体の大きな改革であるため、とりわけ移行期である現在は、当事者の生活や事業者の運営などにさまざまな影響が生じており、さらに議論を重ねながらよりよい制度としていくことが求められますが、これまで障害ごとに縦割りだったしくみを自立支援給付として再構築し、国の義務的経費に位置づけたことで、このしくみを土台として、一人ひとりのニーズに対応しつつ、地域の状況にあった障害者支援のしくみを構築していくうえでは、重要な役割を担っていくものです。

わが国の社会福祉は、だれもが地域のなかで安心して心豊かに暮らせるよう、地域の力をあわせて、地域にあった支援のしくみをつくることをめざす「地域福祉」を柱とすることになりました。障害者自立支援法は、この地域福祉の考え方を前提にして成り立つものだといえます。国が義務的経費で保障するサービスを土台として有効に活用しつつ、地域のさまざまな力を集めて、いかに地域で暮らす一人ひとりのニーズにあった支援ができるかが、各々の地域の力として問われています。もちろん、もとの土台が十分なものかどうかを検証し、地域の力だけでは賅いきれない部分を埋めるよう求めていくことも、私たちの役割です。そのために、ノーマライゼーションのまちづくりの基本理念として掲げた「みんなが“自分らしく”暮らしあうまちづくり」をめざして、障害があるなしにかかわらず、すべての市民がお互いに理解しあい、共感をもって取り組んでいくことが求められます。

2. 障害福祉サービス等を推進していくうえでの考え方

(1) 自立とエンパワメントを支援する的確な相談支援・サービスを提供します

“自分らしい暮らし”を支援することが障害福祉サービス等の目標です。それは“自分らしい暮らしとは何なのか”という自分が望むライフスタイルを一人ひとりが描き、それを実現していくためのプランを考えていくことから始まります。そのために、一人ひとりの思いを引き出し、尊重しながらともに考えていく相談支援を障害福祉サービス等の「要」と位置づけ、必要な支援が的確に利用できる体制づくりをすすめます。

具体的な支援を行う自立支援給付や地域生活支援事業の各々のサービスについても、利用者のニーズにあうことはもちろん、自立を支援するよう、当事者の主体性を高めることも含めた質の高いものでなくてはなりません。各々のサービスを提供する事業者や従事者が自らの意識や技術を高め、サービスの質の向上に不断の努力を行っていくよう、利用者の声を反映しながら取り組んでいきます。

(2) 利用者が選択できる十分かつ多様なサービスを確保・創出します

利用者が望む“自分らしい暮らし”を支えるためには、ニーズに応じて選択できる十分かつ多様なサービスがあることが不可欠です。障害福祉サービス等については、すでに社会福祉法人、その他の営利・非営利の法人などの多くの事業者がサービスを提供していますが、今後のニーズ予測をふまえて必要となるサービスが的確に確保され、利用者に選択されるサービスをめざして切磋琢磨することでサービスの質を高めしていくよう、新たな事業者の参入なども含めて促進していきます。

また、サービスを提供する事業者が不足している「行動援護」などの確保を図るとともに、日中活動や居住に関するサービスを提供する事業者ができるだけ速やかに新体系のサービスに移行するよう、事業者と連携して取り組みます。

新たなサービスである「重度障害者等包括支援」は、対象者が限られているものの、地域のなかでいろいろな支援を柔軟に組み合わせる“小規模多機能型”のサービスとして、地域と連携した支援をすすめていく観点からも重要な意味をもつサービスだといえます。こうした考え方に基づく支援を幅広くすすめていくよう、日中活動や居住のサービスを提供する施設や地域活動支援センター等についても、本市の地域特性をふまえて“地域の拠点”としての役割を担っていくよう促進していきます。

(3) 重度障害者の地域生活・地域移行と社会参加を支援する体制をつくります

障害福祉計画では、施設や病院で生活している人の地域生活への移行と、就業を希望する人の一般就労への移行が重点的な課題として位置づけられます。

地域での生活が可能な状態にありながら、支援や生活環境などの条件が不十分なために施設や病院で暮らしている人の地域への移行を支援することはあたりまえのことです。しかし、実際に移行をすすめるには、地域生活への意欲や必要な知識・技術などを身につけながら、必要な支援のネットワークと環境整備を行っていく必要があります。そのために、地域移行支援センター等が中核となり、地域自立支援協議会などを通じて関係機関等の連携を図りながら、当事者のニーズに応じた支援のしくみを組み立て、着実に移行をすすめていきます。また、新たな社会的入所や入院を防ぐよう、だれもが地域で暮らせる支援と環境づくりをすすめます。

また、就業を希望する人の一般就労への移行を促進するよう、就労移行支援事業やジョブコーチによる支援などをはじめ、就労支援の取り組みを充実するとともに、市や民間企業等における障害者雇用の拡充を図っていくよう、就業・生活支援準備センターを中心としながら、関係機関・団体等の連携による取り組みを推進します。

(4) 地域のさまざまな力が連携できる支援のしくみをつくります

障害がある人の日常生活への支援は、障害福祉サービス等をはじめとする公的な制度を中心にすすめていきますが、一人ひとりのニーズにきめ細かく対応するには、地域の人々や地域福祉活動を行っている団体などによるインフォーマルな（制度によらない自主的な）支援も不可欠です。また、日常生活に深く関わる商業やサービス業などの事業者が、障害がある人のニーズに配慮したサービスを行うことで、生活の幅が大きく広がります。こうしたことを多くの人々が理解し、障害がある人のニーズを地域の課題として、公的サービスなどとも連動しながら効果的な支援ができるよう、市民や事業者による取り組みの促進や、各々が連携してより効果的な展開を図るためのしくみづくりなどをすすめます。

また、地域の人々が障害について理解し、日常的な交流を広げながら、緊急時などには支援しあえる関係をつくっていくことも、地域で安心して暮らし続けられることにつながります。個人のプライバシーを守ることは当然ですが、おたがいに信頼しあって理解しあい、困ったときには支えあえる地域づくりをすすめるよう、社会福祉協議会等の地域福祉推進機関とも連携して取り組んでいきます。

3. 障害福祉サービス等の見込量と提供体制の確保策

※この「サービス見込量」は、障害福祉サービス等が開始した平成18年度における利用状況や意向等をふまえて推計したものであり、今後、制度やニーズの動向などをふまえて、適宜、見直しを行っていくものとします。

(1) 障害福祉サービスの見込量と確保策

障害福祉サービス（自立支援給付に基づく介護給付・訓練等給付のサービス）の1か月あたりの見込量とサービス提供体制を確保するための方策をつぎのように定めます。

①訪問系サービス

【サービス提供の考え方】

訪問系サービスでは、従来の居宅介護、行動援護に加え、重度訪問介護と重度障害者等包括支援が設けられました。一方、移動支援は地域生活支援事業として提供するとともに、自立支援給付の対象とならない人への生活サポート事業も地域生活支援事業として実施します。

状況やニーズに応じてこれらのサービスを的確に利用できるよう、サービス提供体制を確保するとともに、適切なマネジメントを行う相談支援との連携を図りながら推進します。

【サービス見込量】

訪問系サービスの見込み量は、国、大阪府の基本指針をふまえて、平成17年度のサービス利用実績とニーズ調査等による今後の利用意向を勘案して下表のように推計しました。

訪問系サービスの見込量（1か月あたり）

（単位：時間）

| | | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成23年度 |
|-------|------------|--------|--------|--------|--------|
| 身体障害者 | 居宅介護 | 2,370 | 2,610 | 2,869 | 2,978 |
| | 重度訪問介護 | 2,628 | 2,895 | 3,181 | 3,303 |
| | 重度障害者等包括支援 | 201 | 214 | 228 | 236 |
| 知的障害者 | 居宅介護 | 528 | 588 | 615 | 666 |
| | 行動援護 | 21 | 171 | 398 | 429 |
| | 重度障害者等包括支援 | 374 | 427 | 487 | 527 |
| 精神障害者 | 居宅介護 | 588 | 717 | 872 | 1,194 |
| | 行動援護 | 7 | 13 | 22 | 31 |
| 障害児 | 居宅介護 | 619 | 701 | 794 | 744 |
| | 行動援護 | 0 | 14 | 33 | 83 |
| 合計 | 居宅介護 | 4,105 | 4,616 | 5,150 | 5,582 |
| | 重度訪問介護 | 2,628 | 2,895 | 3,181 | 3,303 |
| | 行動援護 | 28 | 198 | 453 | 543 |
| | 重度障害者等包括支援 | 575 | 641 | 715 | 763 |

【サービス確保の方策】

- * 必要なサービスが確保できるよう、従来から居宅介護のサービスを提供してきた事業者や、新規の事業者によるサービス提供を促進します。
- * 特に、新たに一元化された精神障害者に対するサービスを確保するとともに、新設された重度訪問介護や重度障害者等包括支援、事業者が不足している行動援護を提供する事業者を増やしていくよう、事業者連絡会等とも連携して取り組みます。
- * サービスの質を高め、利用者本位の視点で一人ひとりの状況に応じた自立支援をすすめるよう、事業者連絡会等と連携しながら従事者の資質の向上を図るとともに、同性介護の確保など、多様なニーズに対応できるサービス提供体制の確保に取り組みます。

②短期入所

【サービス提供の考え方】

従来、短期入所として実施していた知的障害者や障害児の日中利用は日中一時支援事業として地域生活支援事業で実施することになり、短期入所では宿泊して利用するサービスを提供します。

必要なときに利用できるよう、受け入れ体制の確保を図るとともに、緊急の利用に対応できるよう、障害程度区分認定の推進を図ります。

【サービス見込量】

短期入所の見込み量は、国、大阪府の基本指針をふまえつつ、平成17年度のサービス利用実績とニーズ調査等による今後の利用意向を勘案して下表のように推計しました。

短期入所の見込量（1か月あたり）

（単位：人日（延べ日数））

| | | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成23年度 |
|------|-------|--------|--------|--------|--------|
| 短期入所 | 身体障害者 | 56 | 62 | 68 | 80 |
| | 知的障害者 | 168 | 195 | 227 | 302 |
| | 精神障害者 | 12 | 19 | 29 | 55 |
| | 障害児 | 41 | 45 | 50 | 57 |
| | 合計 | 277 | 321 | 374 | 494 |

【サービス確保の方策】

* 必要なサービスを確保するとともに、緊急時に対応できるよう、従来からサービスを提供してきた事業者などでの受け入れ体制を充実するよう推進します。

③日中活動系サービス

【サービス提供の考え方】

日中活動系サービスは、従来の入所・通所施設やデイサービスが再編され、介護給付の生活介護、療養介護、児童デイサービスと、訓練等給付の自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）の新体系になり、平成23年度までのおおむね5年間に移行します。訓練等給付では「障害者がもっと働ける社会に」という障害保健福祉改革の理念に沿って、利用期限や目標工賃などの考え方も導入されています。また、地域生活支援事業として地域活動支援センター事業（Ⅰ型・Ⅱ型・Ⅲ型）が創設されました（平成18年度は経過的デイサービスも実施します）。

市内の事業者が適切に新体系サービスに移行し、必要な生活支援や就労支援が受けられるよう、施設協議会等と連携して推進します。

【サービス見込量】

日中活動系サービスは、大阪府が作成した「サービス見込量推計ワークシート」を活用し、市内の事業者に対する「新体系サービス移行希望調査」の結果を勘案して次ページの表のように推計しました。

【サービス確保の方策】

- *利用者のニーズにあった生活支援や就労支援のサービスが提供できるよう、新体系サービスへのスムーズな移行を、施設協議会等と連携して推進します。市立すばる・北斗福祉作業所は、指定管理者と連携して、適切な事業実施を図ります。
- *就労移行支援については、国の基本指針で現在の福祉施設利用者の2割以上が利用することをめざすものとされており、事業者等と連携しながら確保と利用の推進を図ります。
- *就労継続支援については、国の基本指針で就労継続支援利用者の3割をA型とすることが目標とされていることから、広域的な連携も含めて事業所の確保に努めます。
- *養護学校の卒業者や市外の入所施設から地域生活に移行する人などの状況を勘案し、必要な施設の整備を推進します。

日中活動系サービスの見込量（1か月あたり）

（単位：人日（延べ日数）〔療養介護は(人)〕）

| | | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成23年度 |
|----------|------------|--------|--------|--------|--------|
| 身体障害者 | 生活介護 | 44 | 1,655 | 1,816 | 2,767 |
| | 自立訓練(機能訓練) | 0 | 24 | 31 | 123 |
| | 就労移行支援 | 44 | 208 | 232 | 165 |
| | 就労継続支援(A型) | 0 | 0 | 90 | 125 |
| | 就労継続支援(B型) | 0 | 102 | 211 | 367 |
| | 旧法施設支援 | 3,087 | 1,272 | 936 | 0 |
| 知的障害者 | 生活介護 | 1,109 | 3,197 | 3,951 | 8,629 |
| | 自立訓練(生活訓練) | 0 | 94 | 123 | 490 |
| | 就労移行支援 | 0 | 183 | 397 | 1,514 |
| | 就労継続支援(A型) | 0 | 0 | 90 | 441 |
| | 就労継続支援(B型) | 22 | 196 | 322 | 888 |
| | 旧法施設支援 | 9,686 | 7,439 | 6,469 | 0 |
| 精神障害者 | 生活介護 | 0 | 172 | 173 | 313 |
| | 自立訓練(生活訓練) | 0 | 168 | 198 | 659 |
| | 就労移行支援 | 0 | 19 | 85 | 296 |
| | 就労継続支援(A型) | 0 | 24 | 42 | 174 |
| | 就労継続支援(B型) | 0 | 257 | 313 | 862 |
| | 旧法施設支援 | 1,720 | 1,243 | 1,237 | 0 |
| 合計 | 生活介護 | 1,153 | 5,024 | 5,940 | 11,709 |
| | 自立訓練 | 0 | 286 | 352 | 1,272 |
| | 就労移行支援 | 44 | 410 | 714 | 1,975 |
| | 就労継続支援(A型) | 0 | 24 | 222 | 740 |
| | 就労継続支援(B型) | 22 | 555 | 846 | 2,117 |
| | 旧法施設支援 | 14,493 | 9,954 | 8,642 | 0 |
| 療養介護 | (人) | 1 | 4 | 4 | 4 |
| 児童デイサービス | | 211 | 211 | 211 | 211 |

④居住系サービス

【サービス提供の考え方】

居住系サービスも、従来の入所施設やグループホーム等が再編され、介護給付としての共同生活介護（ケアホーム）、施設入所支援と、訓練等給付としての共同生活援助（グループホーム）の新体系になり、平成23年度までのおおむね5年間に移行します。これらは日中活動系サービスと区分され、“職住分離”が図られました。

市内の事業者が適切に新体系の事業に移行するよう、施設協議会等と連携して推進します。また、福祉施設で生活している人の地域生活への移行や社会的入院の状態にある人の早期退院、自立生活に向けた受け皿として、共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）の整備を推進します。

【サービス見込量】

居住系サービスについても、大阪府が作成した「サービス見込量推計ワークシート」を活用し、市内の事業者に対する「新体系サービス移行希望調査」の結果を勘案するとともに、施設や病院から地域生活に移行する人の目標値をふまえて下表のように推計しました。

居住系サービスの見込量

(単位：人)

| | | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成23年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 身体障害者 | 共同生活介護 | 1 | 2 | 3 | 6 |
| | 施設入所支援 | 7 | 16 | 24 | 40 |
| | 旧法施設入所 | 35 | 25 | 16 | 0 |
| 知的障害者 | 共同生活援助 | 90 | 101 | 122 | 169 |
| | 共同生活介護 | | | | |
| | 施設入所支援 | 23 | 42 | 66 | 98 |
| | 旧法施設入所 | 86 | 60 | 34 | 0 |
| 精神障害者 | 共同生活援助 | 17 | 22 | 27 | 42 |
| | 共同生活介護 | | | | |
| | 施設入所支援 | 3 | 8 | 11 | 13 |
| | 旧法施設入所 | 10 | 5 | 2 | 0 |
| 合計 | 共同生活援助 | 108 | 125 | 152 | 217 |
| | 共同生活介護 | | | | |
| | 施設入所支援 | 33 | 66 | 101 | 151 |
| | 旧法施設入所 | 131 | 90 | 52 | 0 |

【サービス確保の方策】

- *市内の入所施設の新体系サービスへのスムーズな移行を推進します。
- *共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）の整備を推進するよう、地域移行支援センター（2か所）とも連携して推進します。
- *共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）の整備と適切な運営を確保するよう、制度の充実を国等に要望するとともに、支援策を検討します。

⑤相談支援

【サービス提供の考え方】

自立支援給付では、地域生活に移行する人や家族等の支援が得られず自分で計画的なサービス調整を行うことが難しい利用者など、特に計画的な支援が必要な人に対するサービス利用計画の作成が創設されました。

必要な人が的確に利用できるよう、指定相談事業所の確保を図り、質の高いケアマネジメントを推進するとともに、対象となる人への通知を行うなど、利用促進を図ります。

【サービス見込量】

相談支援は、国、大阪府の基本指針をふまえ、施設や病院から地域生活に移行する人の目標値をふまえるとともに、ニーズ調査の結果等に基づいて、下表のように推計しました。

相談支援の見込量

(単位：人)

| | | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成23年度 |
|------------|-------|--------|--------|--------|--------|
| サービス利用計画作成 | 身体障害者 | 2 | 4 | 7 | 15 |
| | 知的障害者 | 5 | 9 | 14 | 30 |
| | 精神障害者 | 3 | 8 | 14 | 42 |
| | 合計 | 10 | 21 | 35 | 87 |

【サービス確保の方策】

- *サービス利用計画を作成する指定相談支援事業所の確保を図ります。また、質の高いケアマネジメントを実施するよう、地域自立支援協議会において検討するとともに、相談支援事業を実施する事業所（市・委託）と連携した事業展開を推進します。

(2) 地域生活支援事業の内容と事業量

地域生活支援事業には、必須事業として相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業の5つの事業があり、これら以外に市町村が判断して実施する任意事業があります。

これらの事業について、本市で実施する事業の内容と事業量をつぎのように定めます。

①相談支援事業〔必須事業〕

【事業の考え方と内容】

相談支援事業は、3障害すべてで契約して利用する制度となった障害福祉サービス等をすすめるうえで「要」となる役割を担うものであり、関係機関・団体等が参加する地域自立支援協議会で検討・協議を行いながら、適切な事業を行っていくよう推進します。

相談支援事業は、市が直接運営する2か所と、3障害に対応した専門性をもつ事業所に委託する3か所の計5か所の事業所で実施します。これらの事業所のうち、市立総合センターで実施する寝屋川市相談支援事業が、各事業所と連携しながら、相談支援事業全体の推進を図ります。

3障害に対応した委託相談事業所では、成年後見制度利用支援事業も実施します。また、住宅入居等支援事業（居住サポート事業）の実施についても検討し、こうした事業を総合的に行うことで、施設や病院から地域生活に移行する人なども含めた自立生活の支援や、一般就労に移行した人への生活面でのサポートなどを継続的に行っていくよう、これらの目標値をふまえて的確に対応していく体制の確保を図ります。

また、サービス利用計画を作成する指定相談支援事業者や、障害者支援に関する専門相談機関、地域福祉推進機関等と連携を推進するよう、「相談支援ネットワーク」を確立していきます。

【事業量】

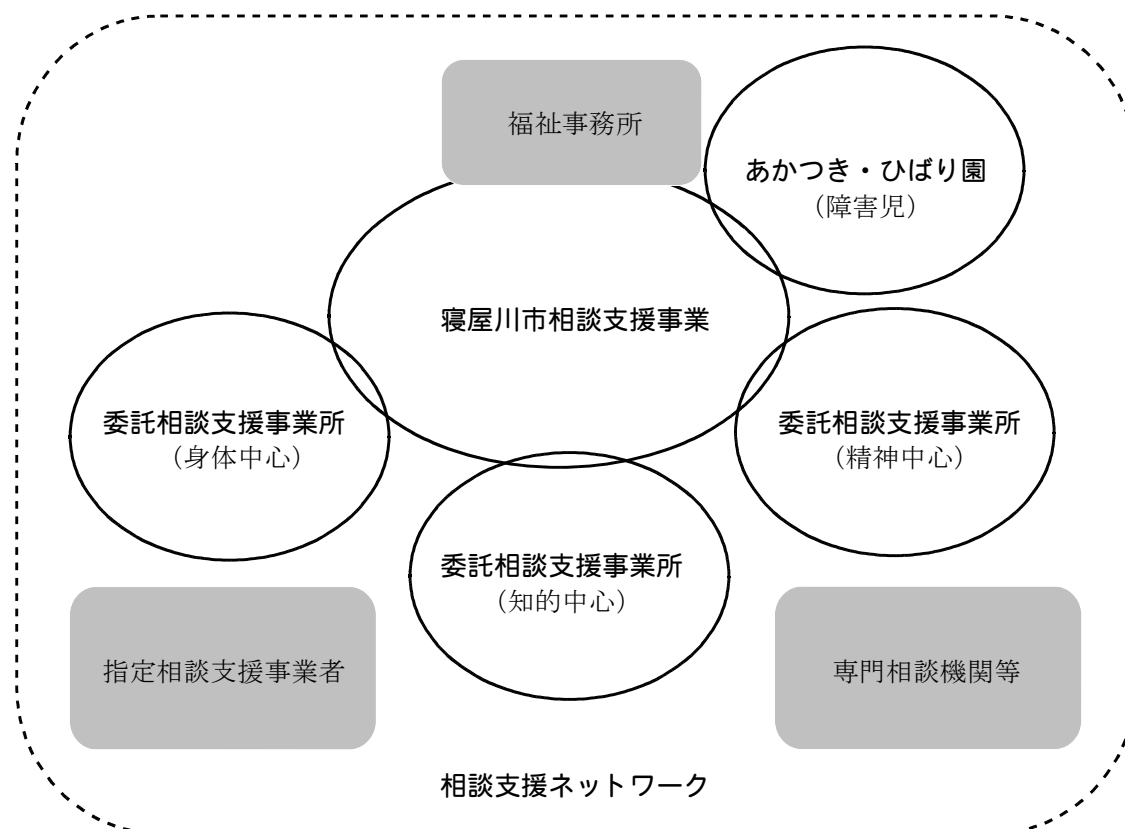
相談支援事業は、上記の考え方をふまえて、下表の事業所数等で実施します。

相談支援事業の事業量

(単位：か所)

| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成23年度 |
|---------------|--------|--------|--------|--------|
| 障害者相談支援事業 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 地域自立支援協議会 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 市町村相談支援機能強化事業 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| 成年後見制度利用支援事業 | 3 | 3 | 3 | 3 |

相談支援事業と相談機関等との連携（相談支援ネットワーク）のイメージ



②コミュニケーション支援事業〔必須事業〕

【事業の考え方と内容】

コミュニケーション支援事業では、聴覚や言語機能に障害がある人の社会参加を推進するよう、手話通訳者と要約筆記者の派遣を行うとともに、視覚に障害がある人の社会参加を促進するための点訳・音訳も引き続き推進します。

また、盲ろう者への支援なども含めた多様なニーズに対応した手話通訳者・要約筆記者を確保するよう、手話奉仕員・要約筆記奉仕員養成研修事業(※)を実施します。

(※)「その他の事業(任意事業)」として実施します。

【事業量】

コミュニケーション支援事業の事業量は、平成17年度の利用実績をもとに、今後の利用者数の推移の予測をふまえて、下表のように推計しました。

コミュニケーション支援事業の事業量(年間)(※)18年度は下半期分

(単位：人日(延べ日数))

| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成23年度 |
|------|---------|--------|--------|--------|
| 手話通訳 | (※) 150 | 307 | 314 | 333 |
| 要約筆記 | (※) 15 | 31 | 31 | 33 |

③日常生活用具給付等事業〔必須事業〕

【事業の考え方と内容】

日常生活用具給付等事業では、従来の事業を引き継ぎ(※)、介護訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、住宅改修費の給付を行います。

(※)一部、補装具から日常生活用具に移行したものもあります。

【事業量】

日常生活用具給付等事業の事業量は、平成17年度の利用実績をもとに、今後の利用者数の推移の予測をふまえて、次ページの表のように推計しました。

日常生活用具給付等事業の事業量（年間）（※）18年度は下半期分（単位：件）

| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成23年度 |
|-------------|-----------|--------|--------|--------|
| 介護訓練支援用具 | (※) 18 | 37 | 37 | 40 |
| 自立生活支援用具 | (※) 38 | 76 | 78 | 81 |
| 在宅療養等支援用具 | (※) 32 | 64 | 65 | 68 |
| 情報・意思疎通支援用具 | (※) 54 | 111 | 112 | 118 |
| 排泄管理支援用具 | (※) 1,669 | 3,413 | 3,490 | 3,706 |
| 住宅改修費 | (※) 4 | 7 | 7 | 8 |

④移動支援事業【必須事業】

【事業の考え方と内容】

移動支援事業は、居宅介護等の訪問系サービスと区分され、地域生活支援事業として実施することになりました。なお、重度の障害がある人で、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援を利用する人は、各々のサービスのなかに移動に関する支援も含まれます。

移動支援事業では、従来からの個別支援型に加え、グループ支援型と車両移動型のサービスも実施します。これらのサービスを利用者のニーズに応じて適切に行うよう、従来からガイドヘルプサービスを提供してきた事業者をはじめとしてサービス提供体制を確保するとともに、一人ひとりの状況に応じた質の高い支援ができるよう、従事者の資質の向上に取り組みます。

【事業量】

移動支援事業の事業量は、平成17年度のガイドヘルプサービス利用実績から、自立支援給付の重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援を利用する人を勘案し、ニーズ調査の結果等ふまえて、下表のように推計しました。

移動支援事業の事業量（年間）（※）18年度は下半期分（単位：時間）

| | | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成23年度 |
|--------|-------|------------|--------|--------|---------|
| 移動支援事業 | 身体障害者 | (※) 21,848 | 45,044 | 46,425 | 49,641 |
| | 知的障害者 | (※) 14,185 | 31,657 | 35,316 | 39,325 |
| | 精神障害者 | (※) 72 | 662 | 3,034 | 4,036 |
| | 障害児 | (※) 4,453 | 10,435 | 12,219 | 12,947 |
| | 合計 | (※) 40,558 | 87,798 | 96,994 | 105,949 |

⑤地域活動支援センター事業〔必須事業〕

【事業の考え方と内容】

多様なニーズに対応した日中活動の場として、従来の事業の移行も含めて、地域活動支援センターの整備を推進します。

地域活動支援センターⅠ型は、従来の精神障害者地域生活支援センターの機能をもつ相談支援や日中活動支援の場として、専門性を有する事業所に委託して実施します。

地域活動支援センターⅡ型は、従来、障害福祉センターやデイサービスセンター等で実施していたデイサービスを引き継ぎ、市の障害福祉センターおよび事業所に委託して実施します。

【事業量】

地域活動支援センター事業は、上記の考え方をふまえて、下表の事業所数等で実施します。

地域活動支援センター事業の事業量

(単位：か所)

| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成23年度 |
|------------|--------|--------|--------|--------|
| 地域活動支援センター | 3 | 4 | 4 | 6 |
| Ⅰ型 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| Ⅱ型 | 2 | 3 | 3 | 5 |

⑥その他の事業〔任意事業〕

【事業の考え方と内容】

本市では、任意事業として下記の事業を実施します。

○日中一時支援事業

介護者が一時的に介護ができないとき（昼間）の支援や、日中の活動の場として、従来の短期入所の日中利用のサービスを、引き続き障害福祉サービス事業所で提供します。

○生活サポート事業

介護給付の支給決定の対象とならない人で、日常生活に支援が必要な人にホームヘルパーを派遣し、日常生活や家事などの支援を行います。

○訪問入浴サービス事業

家庭の浴槽での入浴が困難な人に、移動入浴車で訪問してサービスを提供します。

○**経過的デイサービス事業**（平成18年度のみ）

従来のデイサービスのうち、新体系サービスに移行しない事業所で、平成18年度中は継続してサービスを実施します。なお、平成19年度以降は、経過的デイサービス利用者が継続して必要なサービスを利用できるよう、事業所が適切な新体系サービス等に移行できる方策を検討・推進します。

○**スポーツ・レクリエーション教室開催等事業**

スポーツ・レクリエーションを通じてQOL（生活の質）の向上や社会参加をすすめるよう、スポーツ・レクリエーション教室やスポーツ大会を開催します。

○**点字・声の広報発行事業**

「広報ねやがわ」を音訳した「声の広報」や「点字広報」を視覚障害者等に配付します。

○**手話奉仕員・要約筆記奉仕員養成研修事業**

手話通訳者・要約筆記者を養成するための講座を実施します。

○**更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業**

更生訓練（就労移行支援、自立訓練、旧法施設支援）を受けている身体障害者の社会復帰を促進するために、更生訓練費と就職支度金を給付します。

○**自動車改造助成事業**

重度の障害があり、就労などに自動車が必要な人が障害に適応した改造を行う際に、経費の一部を助成します。

【事業量】

各事業の事業量は、下表のとおりです。

その他の事業の事業量（年間）（※）18年度は下半期分

| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成23年度 |
|----------------|---------|--------|--------|--------|
| 日中一時支援事業（回） | （※） 920 | 1,881 | 1,924 | 2,050 |
| 生活サポート事業（回） | （※） 4 | 50 | 50 | 50 |
| 訪問入浴サービス事業（回） | （※） 162 | 360 | 396 | 432 |
| 経過的デイサービス事業（回） | （※） 852 | - | - | - |
| 自動車改造助成事業（件） | （※） 3 | 7 | 8 | 11 |

4. 地域生活への移行・一般就労への移行に関する目標と推進方策

障害福祉計画では、障害者の自立支援をすすめるうえでの重点的な取り組みとして、福祉施設や医療機関で暮らしている人の地域生活への移行や、福祉施設で就労訓練等を行っている人の一般就労への移行を推進するよう、平成23年度の目標数値を示すこととされています。

本市では、国、大阪府の基本指針等をふまえて、つぎの目標を定め、障害福祉サービス等の充実を図るとともに、関係機関・団体等との連携を含む多様な取り組みをすすめます。

(1) 地域生活への移行

【目標値】

○福祉施設で生活していて、地域生活への移行をすすめる人

国の基本指針では、施設で生活している人の1割について地域生活への移行をすすめることを目標とするものとしています。

一方、大阪府では、施設で生活している人の障害程度区分認定（一次判定）の状況等をふまえ、23%の人について地域生活への移行をすすめるものとしています。

本市では、国の基本指針をふまえるとともに、府立施設で生活している人の状況を勘案して、次ページの表のとおり平成23年度末までに、現在、施設で生活している人（平成17年10月現在で174人）の約15%にあたる26人が地域生活に移行することをめざすものとします。

また、国の基本指針では、平成23年度の施設入所者数の削減目標を、7%以上を基本として地域の実情に応じて設定するものとしています。本市では、平成23年度の施設入所支援の見込量を151人とし、現在の174人から約13%の削減をめざすものとします。

○社会的入院の状況にあって、地域生活への移行をすすめる人

国の基本指針では、受け入れ条件が整えば退院可能な精神科病院入院患者7万人の退院促進を図るものとしています。

一方、大阪府はこれまでの退院促進支援事業等の実績をふまえ、府内で平成23年度までに退院可能な人を1,908人と設定しています。これを人口で按分すると本市では27人となります。

本市では、この大阪府の考え方にに基づき、平成23年度末までに27人が地域生活に

移行することをめざすものとしします。

施設・病院から地域生活に移行する人の目標

(単位：人)

| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 施設から移行 | 3 | 4 | 4 | 4 | 5 | 6 |
| 累計 | 3 | 7 | 11 | 15 | 20 | 26 |
| 病院から移行 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
| 累計 | 2 | 5 | 9 | 14 | 20 | 27 |

【推進方策】

- * 地域で自立して生活するうえで必要となるさまざまな支援の調整や新たな資源の開発、地域との協力関係の確立、利用者自身の自立意識の高揚などを総合的に支援するよう、地域自立支援協議会（相談支援・地域移行支援・権利擁護支援に関する部会）における協議などを行いつつ、相談支援事業所によるサービス利用計画の作成や成年後見制度の利用支援などを含めたケアマネジメントを推進するとともに、住宅入居等支援事業（居住サポート事業）の実施についても検討します。また、精神障害者退院促進支援事業における自立支援員との連携を図るとともに、必要に応じて具体的な生活支援をきめ細かく行う体制づくりも検討します。
- * 地域での住まいの場として、共同生活援助（グループホーム）や共同生活介護（ケアホーム）の整備を推進します。
- * 地域での日中活動の場として、各々のニーズに応じた日中活動系サービスの確保を図ります。
- * 地域で必要な医療やリハビリテーション等が受けられるよう、関係機関等と連携して充実を図ります。
- * 施設や病院で生活していた人を地域で受け入れ、日常的なつきあいを通じて見守りや支援をすすめていくよう、障害についての市民の理解を広くすすめていくとともに、関係機関、事業者等と連携して支援するしくみや担い手の養成を推進します。

（２）福祉施設から一般就労への移行

【目標値】

国の基本指針では、福祉施設から一般就労に移行する人を平成23年度に現状の4倍にすることを目標としています。

大阪府は、府内で福祉施設から一般就労に移行した人の現状を、平成16年度の施設調書のデータから204人と設定しています。これを施設利用者数で按分すると、本市

では6.5人となります。

本市では、この大阪府の考え方にに基づき、平成23年度には現状の4倍の26人が一般就労に移行することをめざすものとします。

福祉施設から一般就労に移行する人の目標

(単位：人)

| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 一般就労に移行 | 2 | 6 | 10 | 15 | 20 | 26 |
| 累計 | 2 | 8 | 18 | 33 | 53 | 79 |

【推進方策】

- * 就労後のサポートも含めた総合的な就労支援をすすめていくよう、地域自立支援協議会（就労支援に関する部会）における協議などを行いつつ、就業・生活支援準備センター、自立相談事業、相談支援事業所等の相談支援機関や、就労移行支援事業を行う事業者、公共職業安定所、養護学校などの専門機関が連携するとともに、各々の専門性を活かして役割を分担して効果的な取り組みを推進します。
- * 就労移行支援事業の推進を図るよう、新体系サービスへの円滑な移行を促進するとともに、事業内容の充実を図るよう、施設協議会等とも連携して取り組みます。
- * 就業に向けた実践的な訓練として、障害者委託訓練事業や障害者試行雇用（トライアル雇用）事業などの積極的な活用を図るとともに、体験実習の場づくりなどを推進します。また、ジョブコーチの活用を図るとともに、ジョブサポーター的な役割を担う人の養成などにも取り組みます。
- * 就労の場を確保するよう、障害者雇用や環境整備に関する啓発や理解に向けた取り組みを、公共職業安定所と連携するとともに、商工会議所や青年会議所等の協力を得ながら推進します。
- * 就業後の職場定着を図るうえで、生活面を含めた継続的な支援を行っていくよう、委託相談支援事業所等での体制の整備を図ります。
- * 地域自立支援協議会（就労支援に関する部会）の取り組みを推進するなかで、市・関係機関、就労支援事業所、民間事業所（企業等）等による包括的な就労支援のネットワークづくりに取り組みます。その際は、北大阪商工会議所や枚方公共職業安定所等との効果的な展開を図るよう、周辺自治体と連携した広域的な取り組みも検討します。

第4章 障害福祉サービス等を推進していくしくみづくり

1. 障害福祉サービス等を総合的に推進するしくみづくり【地域自立支援協議会】

(1) 地域自立支援協議会の位置づけ

障害福祉サービス等の実施においては、その「要」となる相談支援事業を適切に実施していくために「地域自立支援協議会」を設置することと定められています。地域自立支援協議会は、関係機関のネットワークを構築し、困難事例に適切に対応するよう個別ケースの調整会議などを通じて支援方法の検討などを行うとともに、相談支援事業の中立・公平性を確保するよう、運営評価等を実施するものであり、障害福祉サービス等をすべての利用者への的確に提供していくうえで非常に重要な役割を担っています。

本市では、障害者支援のあり方に関する総合的な審議を行う組織として「寝屋川市障害者長期計画推進委員会」を設置しています。地域自立支援協議会は、この委員会と連携しながら、障害福祉サービス等を的確に提供していくことを中心として、地域自立生活支援の推進に関する検討・協議を行う組織と位置づけ、関連する他の組織等とも連携を図りながら運営します。

また、障害福祉計画の進捗状況の点検・評価を行うとともに、新たなニーズへの対応など、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。

(2) 地域自立支援協議会の構成

地域自立支援協議会は、当事者参加のもとで、相談支援事業者、サービス提供事業者、保健・医療関係機関、子育て支援・学校教育関係機関、高齢者介護関係機関、企業・就労支援関係機関、行政等で構成するものとされています。これらは、障害福祉サービスを推進する担い手として、各々が特長を活かして役割を分担しながら連携していくという視点で、主体的に参画することが求められます。

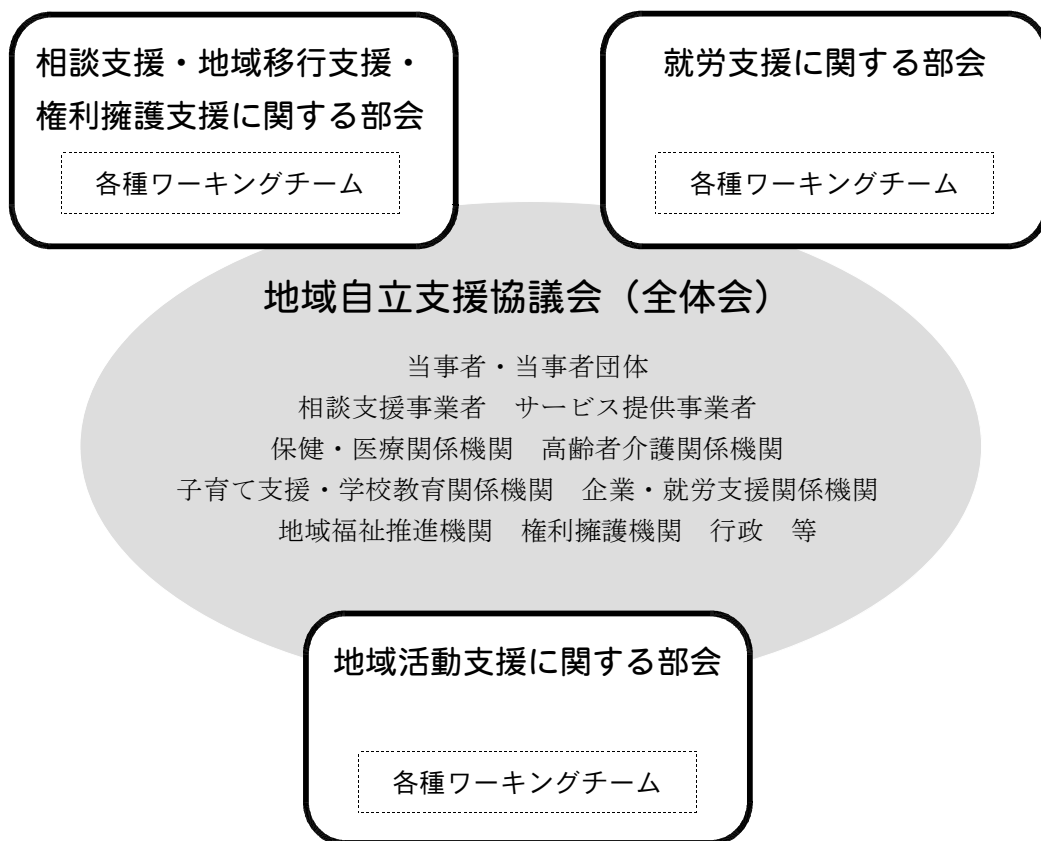
本市では、これらの幅広い構成メンバーが情報や課題を共有する場となる「地域自立支援協議会（全体会）」を設置します。また、具体的な支援等について検討・協議を行うよう、相談支援・地域移行支援・権利擁護支援に関する部会、就労支援に関する部会、地域活動支援に関する部会などを設置するとともに、部会のなかに実務レベルの調整等を行う各種ワーキングチームを設置します。なお、部会やワーキングチームの設置や統廃合については、今後の障害者支援の動向等をふまえて調整していくものとします。

また、各部会・ワーキングチームは、関連する既存の連絡協議組織等との調整を図り、可能な限り統合するなど、効果的・効率的な運営を図ります。

(3) 地域自立支援協議会の取り組み

- *地域自立支援協議会（全体会）は、相談支援事業を中心として障害福祉サービス等の適切な運営について検討・評価や提言、障害福祉計画の進捗状況の点検・評価などを行うよう、各年度に開催するとともに、部会からの要請があった場合など、必要に応じて開催します。
- *各部会は、分野ごとの具体的な支援等の基本方針等を検討・協議するよう、各年度に開催します。
- *各種ワーキングチームは、機能ごとの必要度に応じて定期的を開催し、構成メンバーで情報の共有を図るとともに、連携して個別支援が必要なケースへの対応等について協議します。また、連携した対応が必要な個別事例等について、各部会において当事者や幅広い関係者等が参加したケース検討会議を必要に応じて随時開催するとともに、構成団体間での個別の調整などを行います。
- *地域自立支援協議会および各部会の的確な運営や効果的な連携を図るよう、コーディネーターの役割を担える専門的な運営体制を確保します。

地域自立支援協議会の構成



各部会の主な機能

| 相談支援・地域移行支援・権利擁護支援に関する部会 | |
|--|------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> 相談支援事業の運営に関する情報の共有 支援困難事例等の検討 相談支援・ケアマネジメント体制、サービス利用促進システム等の構築・運営 | |
| <ul style="list-style-type: none"> 地域移行支援に関する情報の共有 地域移行支援事例における連携・協働の検討 地域移行支援・地域生活支援のための資源の開発・活用 | |
| <ul style="list-style-type: none"> 権利擁護のしくみづくりの検討・推進 | |
| <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">各種ワーキングチーム</div> | (※サービス調整会議・保健所自立支援促進会議実務担当者会議等と連携) |
| 就労支援に関する部会 (※障害者就業・生活支援準備センター運営委員会と連携) | |
| <ul style="list-style-type: none"> 就労支援に関する情報の共有 支援困難事例等の検討 就労支援のための資源の開発・活用 | |
| <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">各種ワーキングチーム</div> | (※障害者就業・生活支援準備センター実務担当者会議等と連携) |
| 地域活動支援に関する部会 | |
| <ul style="list-style-type: none"> 当事者活動の推進・支援 当事者の意見やニーズの集約と提言等 障害者を支援する地域福祉活動の推進 障害についての理解や学習の推進 | |
| <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">各種ワーキングチーム</div> | |

2. サービスの的確な利用を促進するしくみづくり【サービス利用促進システム】

(1) サービス利用促進システムの位置づけ

障害福祉サービス等を適切かつ効果的に活用し、“自分らしい”暮らしを支援していくには、ニーズをサービスに的確に結びつける相談支援が重要な役割を担っています。また、自立支援給付を利用するための前提となる障害程度区分の認定からサービスの支給決定の一連の手順が的確に行われる必要があります。

また、サービスについての意見や苦情に的確に対応することなどにより、一人ひとりのニーズにあったサービスとして改善していくことや、適切な利用者負担のしくみづくりをすすめていくことなども重要です。

これらを「サービス利用促進システム」として位置づけ、地域自立支援協議会で検討・協議を行いながら、構築・推進していきます。

(2) サービス利用促進システムの内容

①的確な障害程度区分認定の実施のための取り組み

- * 障害程度区分認定は、自立支援給付を利用するうえでの必要度を客観的に定めるものとして導入されました。このしくみが有効に機能するには、認定調査において利用者の状況やニーズが的確に把握されるとともに、介護給付を利用する人に対する二次判定を行う審査会において公平かつ的確な判断がなされる必要があります。
- * 認定調査を行う調査員のレベルアップを図るよう定期的に研修などを行うとともに、必要に応じて介護者や支援者とも協議を行うなど、認定調査の充実を図ります。
- * 審査会委員も多様な障害についていっそうの理解を図るよう研修などを行っていくとともに、合議体間での差が生じることのないように努めます。

②支給決定ガイドラインの適切な運用のための取り組み

- * サービス支給決定を行ううえでの基準となるガイドラインについては、本市における利用者のニーズをふまえたものにするよう、ガイドラインを上回るニーズがあるケースの状況などをふまえ、定期的に検討や見直しを行っていきます。

③相談支援のしくみづくり

- * 障害程度区分認定からサービス支給決定の一連の手順において、利用者のニーズを的確に引き出し、反映していくとともに、支給決定に基づいて効果的にサービスが利用できるだけでなく、さらには、地域のさまざまな資源を活かした支援を行うよ

う、相談支援の充実を図ります。

(a. 相談支援事業の充実)

- *相談支援事業は、市が運営する寝屋川市相談支援事業と委託相談支援事業所、市立療育・自立センター（あかつき・ひばり園）で実施します。
- *寝屋川市相談支援事業では、福祉事務所とも連携を図りつつ、各分野の相談支援事業所等と連携した相談支援事業全体の推進を担います。また、市が設置している「地域包括支援センター」とも連携を図り、介護保険サービス等との調整などを行います。
- *気軽に相談できるしくみづくりに向けて、障害児等療育支援事業のなかで実施している相談と活動の場を多様なニーズに対応できるものとするよう、各相談支援事業所の協力を得ながら運営します。
- *委託相談支援事業所は、障害の特性に応じた専門的な相談を行うとともに、成年後見制度利用支援事業なども実施し、施設・病院から地域生活に移行する人に対する継続的な支援や、一般就労に移行した人への生活面での支援なども行います。
- *地域自立支援協議会の相談支援・地域移行支援・権利擁護支援に関する部会などを通じてすべての相談支援事業所で密接に連携を図るとともに、相談受付票の共通化を図ったり、共通の愛称をつけるなど相談支援のネットワークづくりに取り組み、どの窓口にも相談しても適切な相談につながるしくみづくりをすすめます。また、利用しやすいリーフレットの作成など、PRに取り組みます。
- *指定相談支援事業所においては、ケアマネジメントが必要な人にサービス利用計画を作成するとともに、サービス利用者等への多様な相談に応じ、必要に応じて相談支援事業等につなぎます。

(b. サービス利用計画の推進)

- *サービス利用計画は、介護保険においては原則的にすべての利用者に対して作成するものとされているケアプランに相当するものであり、さまざまなサービスを組み合わせ合わせた支援を必要とする人にとって不可欠なものです。国の基本指針では「自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の障害者等計画的プログラムに基づく支援が必要と認められる者」を対象として費用を給付するものとしており、適切な支給決定を行っていきます。
- *指定相談支援事業所において的確なサービス利用計画が作成されるよう、担当者への研修等を行うとともに、地域自立支援協議会や相談支援事業所の連絡組織等で必要な事項について検討や協議を行っていきます。

* サービス利用計画の支給対象とならない人についても、相談支援事業において必要に応じたケアマネジメントを実施していくよう、相談支援事業所の体制の充実を図ります。

④障害福祉サービス等に関する苦情対応のしくみの確立

* 障害福祉サービス等に関する利用者等の意見や苦情を各事業者が的確に把握し、サービスの改善、充実に向けた取り組みをすすめるよう、苦情を言いやすいしくみづくりや第三者委員による活動の拡充などを事業者連絡会、施設協議会等と連携して推進します。

* 本市が実施している介護保険や障害福祉サービスに関するオンブズパーソン（苦情調整委員）制度の活用を図るよう、制度の周知等に取り組みます。

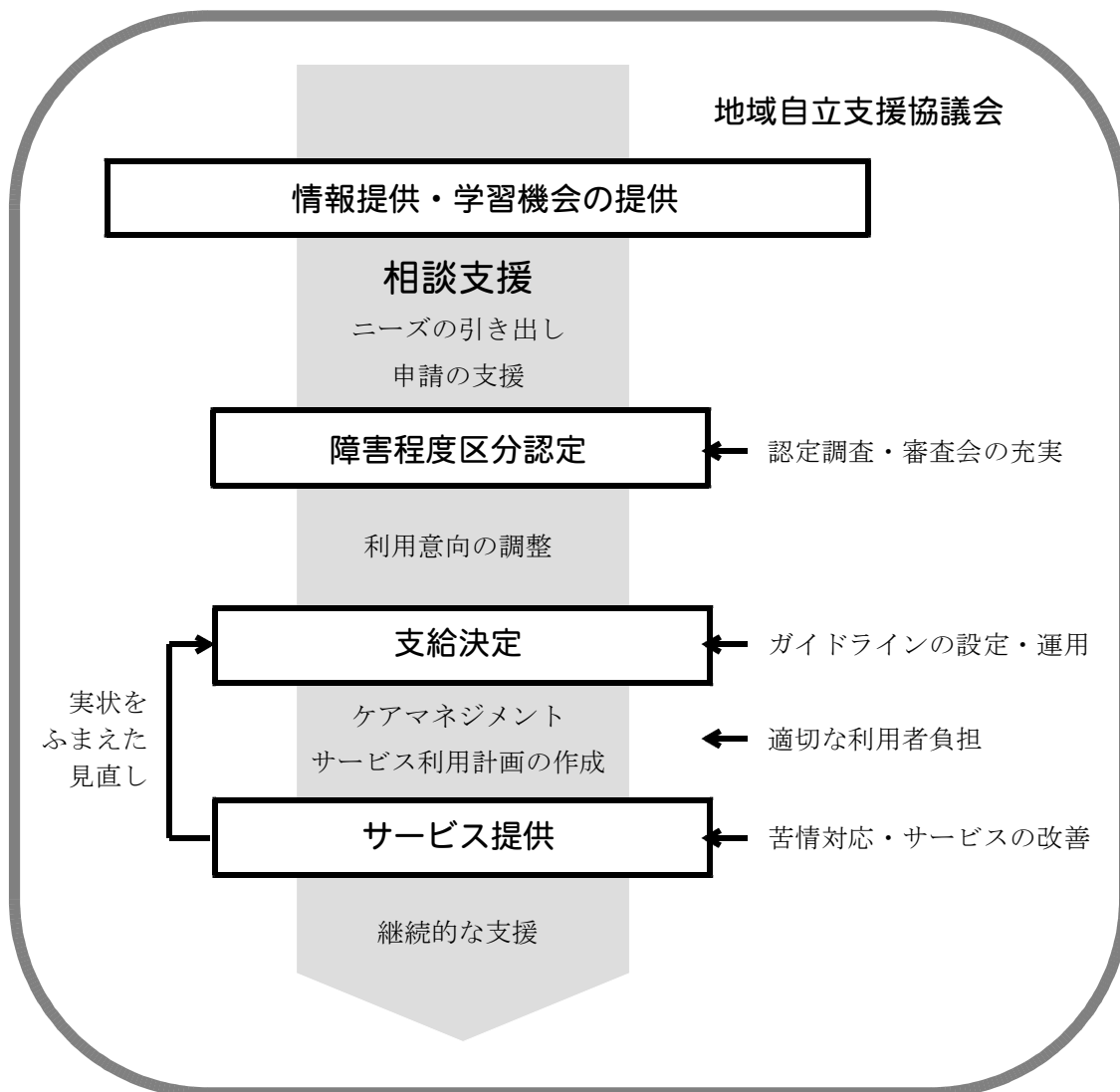
⑤適切な利用者負担のしくみづくりに向けた取り組み

* 自立支援給付では、障害福祉サービス等を多くの人ができるものとするために費用を負担しあうよう、利用料の1割を負担する「定率負担」が導入されました。同時に所得が低い人などに配慮して、上限額の設定や減免制度などのさまざまな負担軽減措置も実施されていますが、就労が困難な人などには大きな負担となったり、福祉的就労の場での工賃を利用料が上回るなどの問題も生じています。

* こうした状況をふまえて、国から利用者負担の軽減措置等が示されましたが、本市としても経済的な負担が必要なサービスの利用を妨げることのないよう、利用者の実状をふまえてさらにはたらきかけていきます。

* 地域生活支援事業の利用者負担のあり方についても、自立支援給付における軽減措置の考え方などをふまえて検討していきます。

サービス利用促進システムのイメージ



3. 障害者等の権利擁護のしくみづくり

(1) 権利擁護のしくみづくりの考え方

国連で「障害者の権利条約」が採択されたことをはじめ、さまざまな場面での障害者に対する差別をなくすとともに、権利擁護のための取り組みのいっそうの推進が求められることになりました。権利擁護には、適切なサービスが利用できるなどの権利行使を支援することや、機会の不平等をなくすなど権利実現に向けた支援、さらには権利侵害からの保護や救済など多様な側面があり、障害者支援はすべて権利擁護のための取り組みであるといえます。

特に、判断能力が不十分であるなど、弱い立場におかれがちな人々を支援する取り組みは重要かつ緊急の課題です。支援費制度が導入されてからは、福祉サービスも利用者が事業者と契約して利用するしくみとなっており、必要なサービスが適切に利用できるための支援もさらにすすめていく必要があります。

こうした状況をふまえ、相談支援のなかで把握した権利擁護に関するニーズに具体的にに対応できるしくみづくりをすすめていきます。

(2) 権利擁護に関する事業の推進

*判断能力が不十分な人を支援する取り組みとして、成年後見制度に基づく後見人等による支援や地域福祉権利擁護事業（福祉サービス利用援助事業）などが行われており、これらの事業を必要な人が的確に利用できるよう、地域自立支援協議会の相談支援・地域移行支援・権利擁護に関する部会などを通じて相談支援事業所等とも連携しながら、周知や利用のための支援を充実するとともに、担い手の養成などにも取り組んでいきます。

*介護保険や障害福祉サービスに関するオンブズパーソン（苦情調整委員）を活用するよう、PR等の充実に努めます。

(3) 権利擁護をすすめるしくみづくり

*権利擁護に関する事業を効果的に推進していくとともに、関係機関が連携して支援する必要があるケースへの対応を図るよう、高齢者保健福祉計画に位置づけている「(仮称)高齢者権利擁護ネットワーク」や、地域福祉計画で定めている「(仮称)セーフティネット委員会」との連動も図りながら、推進のしくみづくりをすすめます。

*地域福祉計画の重点プロジェクトのなかに位置づけられている「(仮称)権利擁護支援センター」の設置についても検討していきます。

4. 地域のさまざまな力を活かして障害者の生活を支援するしくみづくり

(1) 地域の力を活かした障害者支援の考え方

障害福祉サービス等は障害者支援の中核となるものですが、それだけで多様なニーズにきめ細かく対応することはできません。そのため、地域ではさまざまな地域福祉活動が行われ、お互いに支えあうという意識のなかで、日常生活のちょっとしたすけあいや、心の面での支えあいが行われています。これらは困っていることを支援するというだけでなく、地域でのつながりや連帯の意識をつくるうえでも大きく役立っています。

しかし、地域福祉活動、特に地域に密着した活動の現状をみると、高齢者支援や子育て支援とくらべて、障害者支援への取り組みは少ないといえます。これは、外出しにくかったり、地域から離れたところで活動などを行っている人が多いことや、障害についての地域の理解が十分ではないということなどによるものと考えられますが、だれもが暮らせる地域づくりをすすめていくうえで不可欠な取り組みとして、推進していきます。

(2) 地域における障害者支援の取り組み

- * 地域で多くの人に参加して、障害者と交流したり支援しあう活動をすすめていくよう、障害がある人自身が主体的に地域に参加していくようはたらきかけます。また、地域自立支援協議会の地域活動支援に関する部会でも検討・協議を行うとともに、社会福祉協議会が地域に設置しているコミュニティソーシャルワーカー等との連携を図りながら、校区福祉委員会等をはじめとする小地域福祉活動における取り組みを積極的に推進していきます。
- * 地域の力として、福祉とは直接つながりがなくても、日常生活に大きく関わる商業・サービス業をはじめとする事業者などに各々の事業のなかで障害者の利用に配慮していただくことで、生活は大きく広がっていきます。そうした多様な人々や団体が参加し、理解を深めながら協力していける場づくりを、社会福祉協議会等と連携して推進していきます。
- * こうした取り組みをすすめる前提として、障害や障害者の生活、さまざまな課題などについて、障害のない市民がきちんと知り、理解しあえる関係をつくることが不可欠です。理解をすすめるためにさまざまな講演会、学習会や障害のある人とない人が交流できる機会づくり、地域での話し合いの場づくりなどに、学校教育・社会教育関係機関や社会福祉協議会等とも連携して積極的に取り組みます。

資 料

計画策定経過

平成18年 7月31日 第1回寝屋川市障害福祉計画策定協議会を開催

10月16日 第2回寝屋川市障害福祉計画策定協議会を開催

10月31日～11月15日

障害福祉サービス等に関するニーズ調査を実施

(有効発送数 3,040通、有効回収数 1,462通、有効回収率 48.1%)

12月27日 第3回寝屋川市障害福祉計画策定協議会を開催

平成19年 2月1日～2月21日

計画(素案)に対する意見等の募集(パブリックコメント)を実施

(意見提出者 8名、意見延べ件数 33件)

2月14日 第4回寝屋川市障害福祉計画策定協議会を開催

(第11回寝屋川市障害者長期計画推進委員会と合同で開催)

3月22日 計画策定に伴う法定協議を終了(府回答)

3月30日 寝屋川市障害福祉計画(第1期計画)を制定

寝屋川市障害福祉計画策定協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく寝屋川市障害福祉計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、意見・情報の交換及び連絡調整を行うため、寝屋川市障害福祉計画策定協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について検討し、及び意見を交換しその結果を、市長に報告する。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と定める事項

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる委員15人以内をもって組織する。

- (1) 公募による市民
- (2) 障害者の福祉に関し識見を有する者
- (3) 関係機関から推薦を受けた者
- (4) 寝屋川市職員

2 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 協議会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 協議会は、委員の総数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

(資料の提出等の要求)

第6条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、議事に関係のある者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年7月31日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初に開かれる会議は、第3条の規定にかかわらず、同条第2号から第4号までに掲げる委員をもって組織するものとする。

寝屋川市障害福祉計画策定協議会委員名簿

(敬称略 五十音順)

| 氏 名 | 役 職 名 等 | 備 考 |
|---------|-------------------------|------|
| 植 村 美代子 | 寝屋川市精神障害者家族会会長 | |
| 岸 谷 洋 子 | 寝屋川市肢体不自由児(者)父母の会会長 | |
| 北 野 誠 一 | 東洋大学教授 | 委員長 |
| 笹 川 和 廣 | 寝屋川市身体障害者福祉会聴力言語障害者部会長 | |
| 辻 本 治 雄 | 寝屋川市障害児者福祉施設協議会会長 | 副委員長 |
| 津 田 信 子 | 大阪府寝屋川保健所企画調整課企画補佐 | |
| 富 田 昌 吾 | 寝屋川市障害者生活支援センター所長 | |
| 西 本 秀 孝 | 寝屋川市市民生活部商工課長 | |
| 濱 吉 信 彰 | 社会福祉法人寝屋川市社会福祉協議会地域福祉担当 | |
| 丸 山 久 雄 | 寝屋川市身体障害者福祉会会長 | |
| 三 原 和 美 | 寝屋川市障害児者を守る親の会会長 | |
| 山 崎 猛 | 寝屋川市保健福祉部あかつき・ひばり園長 | |
| 山 村 智 康 | 一般公募委員 | |

障害福祉サービス等に関するニーズ調査

1. 調査の目的

本調査は、寝屋川市障害福祉計画を策定するにあたり、障害福祉サービス等に関する障害当事者の生活の実情とニーズを広く把握するために実施しました。

2. 調査の方法

(1) 対象者

平成18年10月1日現在で身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している市民のなかから、下記の方法によって約3,000人を抽出しました。

①障害児（0～17歳）

各手帳の所持者全員を対象としました。

②青壮年期の障害者（18～64歳）

分析に必要な回答者数を得られるよう、障害別の手帳所持者数を勘案し、下記の割合で抽出しました。

- ・視覚障害者、聴覚・言語障害者、知的障害者、内部障害者は手帳所持者の50%
- ・肢体不自由者、内部障害者は手帳所持者の40%

③高齢期の障害者（65歳以上）

分析に必要な回答者数を得られるよう、障害別の手帳所持者数を勘案し、下記の割合で抽出しました。（本調査は障害福祉サービス等に関するニーズ把握を目的とするため、介護保険サービスを優先的に利用する高齢期の身体障害者の抽出率は低めに設定しました。）

- ・視覚障害者、聴覚・言語障害者は手帳所持者の20%
- ・肢体不自由者、内部障害者は手帳所持者の10%
- ・知的障害者、内部障害者は手帳所持者の50%

各区分ごとの抽出数は次ページの表のとおりです

(2) 実施方法

郵送によって配付・回収を行う、自記式質問紙法で実施しました。

(3) 実施時期

障害者自立支援法に基づくサービスの状況を反映するよう、新体系サービスが開始されて1か月後の平成18年10月31日を基準日としました。

調査票は10月30日に発送し、11月15日を返送の期限としましたが、12月4日に到着した分まで有効として集計に加えました。

(4) 回収状況

調査の発送数・回収数は下記のとおりで、有効回収率は48.1%でした。

- ・有効発送数 3,040通（発送数 3,092通のうち返送分 52通を除く）
- ・有効回収数 1,462通（回収数 1,463通のうち白紙分 1通を除く）
- ・有効回収率 48.1%

3. 調査結果の集計について

本調査の集計は、年齢や障害種別によるニーズの違いを把握するとともに、年齢・障害によって対象者の抽出率が異なることをふまえ、すべて年齢・障害別で集計を行いました。

なお、障害種別は調査のなかで質問した「もっとも主たる障害」の回答などに基づくものであり、所持している手帳とは必ずしも一致していません。

各区分ごとの抽出数 (人)

| | 合 計 | 0～17歳 | 18～64歳 | 65歳以上 |
|---------|-------|-------|--------|-------|
| 視覚障害 | 187 | 7 | 100 | 80 |
| 1・2級 | 110 | 5 | 60 | 45 |
| 3～6級 | 77 | 2 | 40 | 35 |
| 聴覚・言語障害 | 271 | 29 | 142 | 100 |
| 1・2級 | 104 | 7 | 73 | 24 |
| 3～6級 | 167 | 22 | 69 | 76 |
| 肢体不自由 | 1,002 | 137 | 614 | 251 |
| 1・2級 | 405 | 102 | 219 | 84 |
| 3～6級 | 597 | 35 | 395 | 167 |
| 内部障害 | 446 | 38 | 276 | 132 |
| 1・2級 | 266 | 22 | 165 | 79 |
| 3～6級 | 180 | 16 | 111 | 53 |
| 身体障害合計 | 1,906 | 211 | 1,132 | 563 |
| 1・2級 | 885 | 136 | 517 | 232 |
| 3～6級 | 1,021 | 75 | 615 | 331 |
| 知的障害 | 752 | 224 | 501 | 27 |
| A | 392 | 102 | 268 | 22 |
| B 1・B 2 | 360 | 122 | 233 | 5 |
| 精神障害 | 434 | 1 | 374 | 59 |
| 1級 | 77 | 0 | 58 | 19 |
| 2・3級 | 357 | 1 | 316 | 40 |
| 合計 | 3,092 | 436 | 2,007 | 649 |

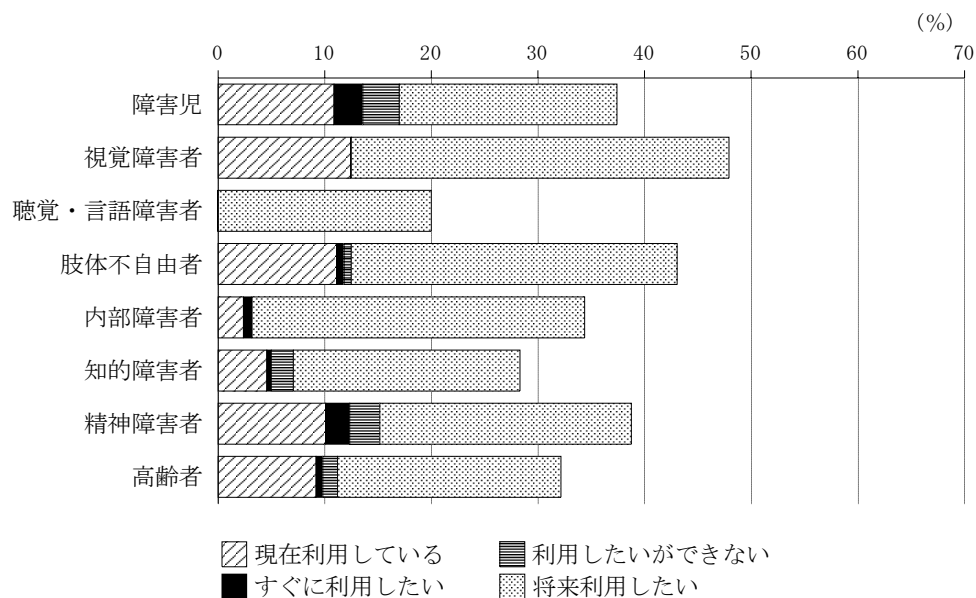
4. 調査の結果から

調査項目のうち、障害福祉サービス等の見込量の推計において勘案した事項の結果は下記のとおりです。なお、年齢や障害種別による対象者の抽出率の違いをふまえた利用意向等を把握するため、ここでは実数を抽出率で割り戻した補正值から各々の割合を算出しています。

①訪問系サービスの利用状況・利用意向

(単位：%)

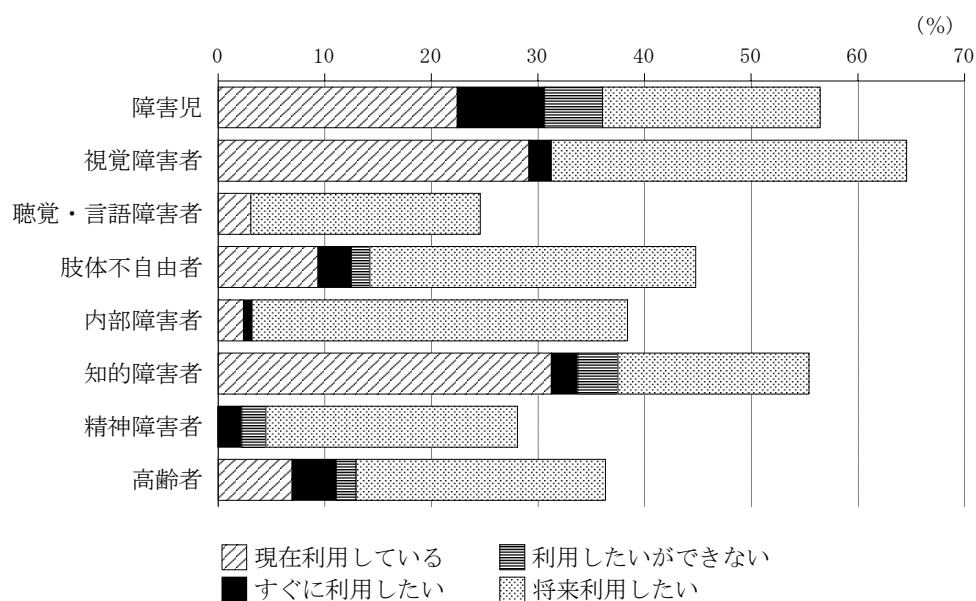
| | 現在利用している | すぐに利用したい | 利用したいができない | 将来利用したい | 利用量を増やしたい |
|-------------|----------|----------|------------|---------|-----------|
| 障害児（0～17歳） | 10.9 | 2.7 | 3.4 | 20.4 | 6.8 |
| 障害者（18～64歳） | 7.5 | 0.8 | 1.2 | 26.9 | 4.1 |
| 視覚障害 | 12.5 | 0.0 | 0.0 | 35.4 | 6.3 |
| 聴覚・言語障害 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 20.0 | 0.0 |
| 肢体不自由 | 11.1 | 0.7 | 0.7 | 30.6 | 6.6 |
| 内部障害 | 2.4 | 0.8 | 0.0 | 31.2 | 2.4 |
| 知的障害 | 4.6 | 0.4 | 2.1 | 21.3 | 2.1 |
| 精神障害 | 10.1 | 2.2 | 2.8 | 23.6 | 3.9 |
| 高齢者（65歳以上） | 9.2 | 0.6 | 1.4 | 21.0 | 3.5 |



②移動支援の利用状況・利用意向

(単位：%)

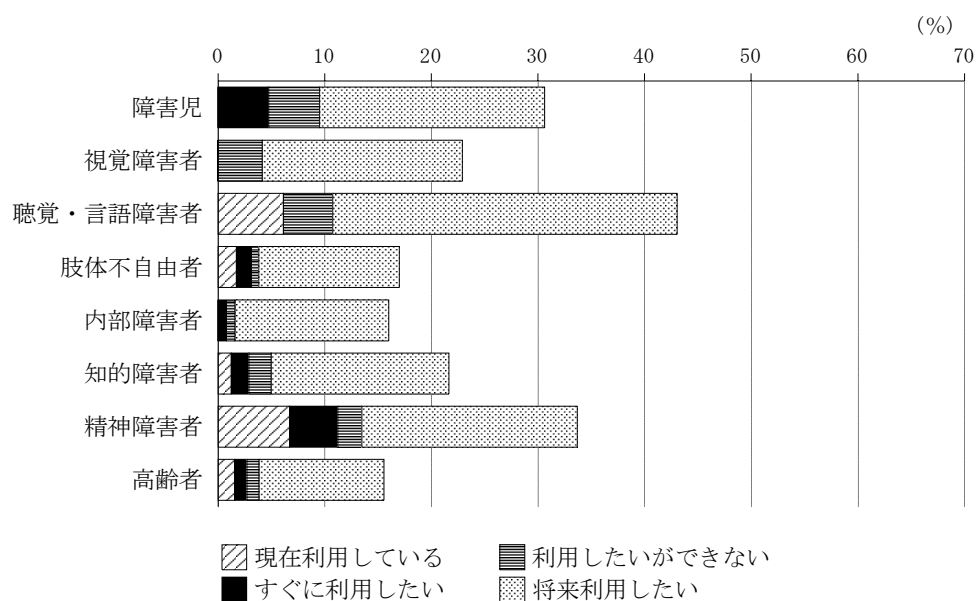
| | 現在利用している | すぐに利用したい | 利用したいができない | 将来利用したい | 利用量を増やしたい |
|-------------|----------|----------|------------|---------|-----------|
| 障害児（0～17歳） | 22.4 | 8.2 | 5.4 | 20.4 | 19.0 |
| 障害者（18～64歳） | 12.3 | 2.2 | 1.8 | 26.7 | 7.4 |
| 視覚障害 | 29.2 | 2.1 | 0.0 | 33.3 | 20.8 |
| 聴覚・言語障害 | 3.1 | 0.0 | 0.0 | 21.5 | 0.0 |
| 肢体不自由 | 9.4 | 3.1 | 1.7 | 30.6 | 5.6 |
| 内部障害 | 2.4 | 0.8 | 0.0 | 35.2 | 2.4 |
| 知的障害 | 31.3 | 2.5 | 3.8 | 17.9 | 18.3 |
| 精神障害 | 0.0 | 2.2 | 2.2 | 23.6 | 0.0 |
| 高齢者（65歳以上） | 7.0 | 4.1 | 1.9 | 23.4 | 3.2 |



③コミュニケーション支援の利用状況・利用意向

(単位：%)

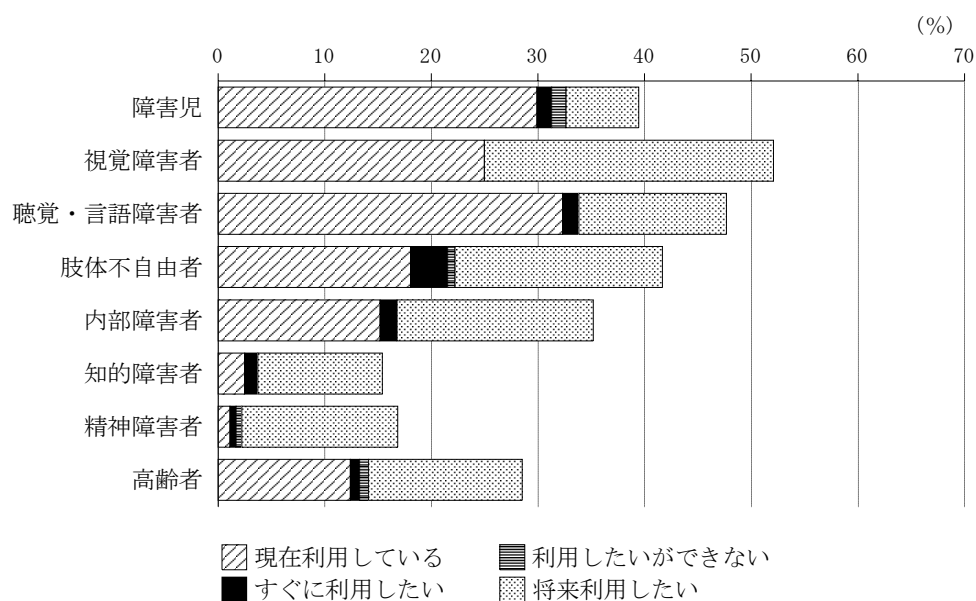
| | 現在利用している | すぐに利用したい | 利用したいができない | 将来利用したい | 利用量を増やしたい |
|-------------|----------|----------|------------|---------|-----------|
| 障害児（0～17歳） | 0.0 | 4.8 | 4.8 | 21.1 | 0.0 |
| 障害者（18～64歳） | 2.4 | 1.7 | 1.7 | 16.8 | 1.3 |
| 視覚障害 | 0.0 | 0.0 | 4.2 | 18.8 | 0.0 |
| 聴覚・言語障害 | 6.2 | 0.0 | 4.6 | 32.3 | 6.2 |
| 肢体不自由 | 1.7 | 1.4 | 0.7 | 13.2 | 0.3 |
| 内部障害 | 0.0 | 0.8 | 0.8 | 14.4 | 0.0 |
| 知的障害 | 1.3 | 1.7 | 2.1 | 16.7 | 0.8 |
| 精神障害 | 6.7 | 4.5 | 2.2 | 20.2 | 3.4 |
| 高齢者（65歳以上） | 1.6 | 1.1 | 1.1 | 11.7 | 0.0 |



④補装具・日常生活用具の利用状況・利用意向

(単位：%)

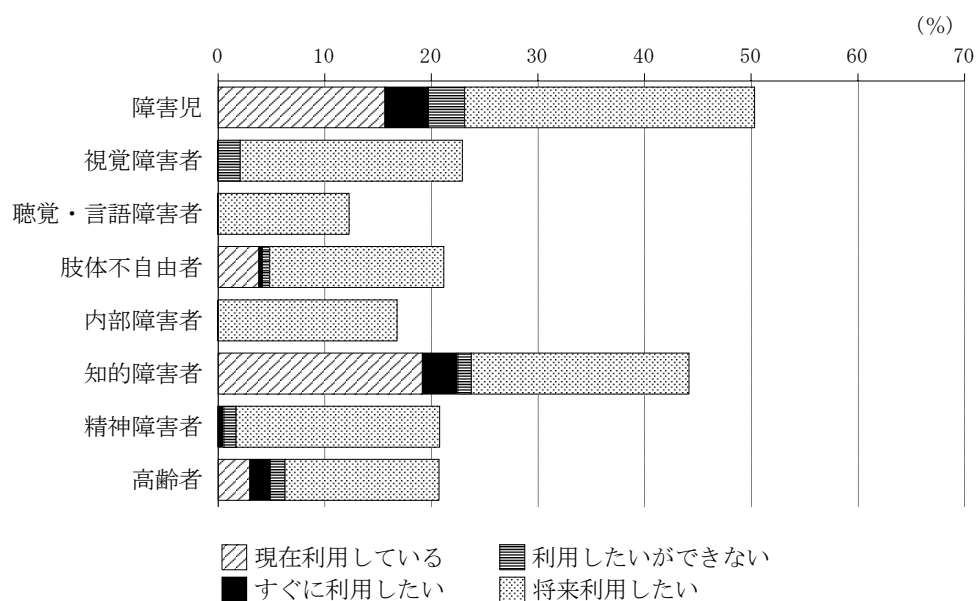
| | 現在利用している | すぐに利用したい | 利用したいができない | 将来利用したい | 利用量を増やしたい |
|-------------|----------|----------|------------|---------|-----------|
| 障害児（0～17歳） | 29.9 | 1.4 | 1.4 | 6.8 | 14.3 |
| 障害者（18～64歳） | 12.4 | 1.9 | 0.3 | 16.7 | 6.3 |
| 視覚障害 | 25.0 | 0.0 | 0.0 | 27.1 | 4.2 |
| 聴覚・言語障害 | 32.3 | 1.5 | 0.0 | 13.8 | 23.1 |
| 肢体不自由 | 18.1 | 3.5 | 0.7 | 19.4 | 8.0 |
| 内部障害 | 15.2 | 1.6 | 0.0 | 18.4 | 10.4 |
| 知的障害 | 2.5 | 1.3 | 0.0 | 11.7 | 0.8 |
| 精神障害 | 1.1 | 0.6 | 0.6 | 14.6 | 1.1 |
| 高齢者（65歳以上） | 12.4 | 0.8 | 0.8 | 14.4 | 4.9 |



⑤短期入所の利用状況・利用意向

(単位：%)

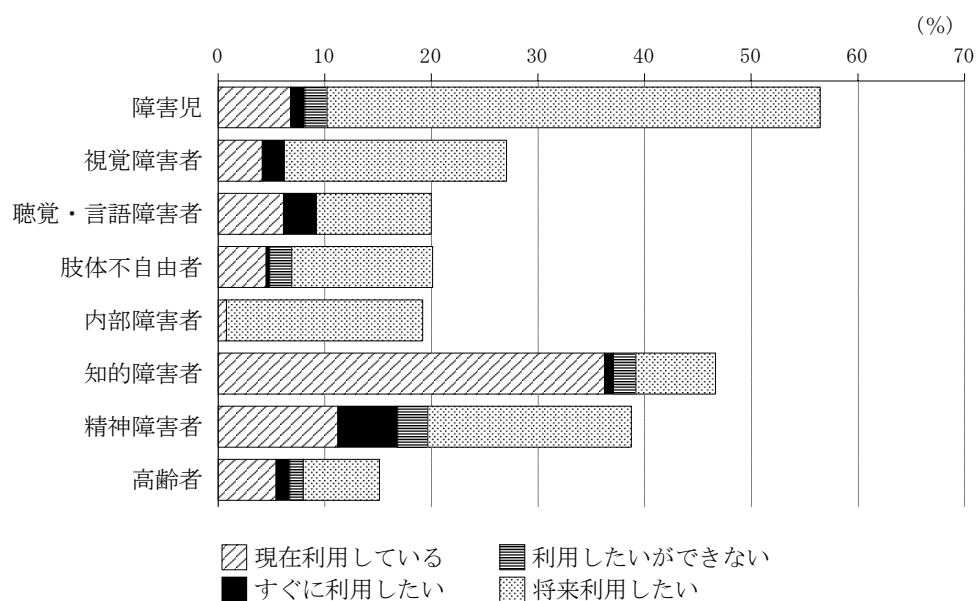
| | 現在利用している | すぐに利用したい | 利用したい ができない | 将来利用したい | 利用量を増やしたい |
|-------------|----------|----------|----------------|---------|-----------|
| 障害児（0～17歳） | 15.6 | 4.1 | 3.4 | 27.2 | 9.5 |
| 障害者（18～64歳） | 5.7 | 1.0 | 0.8 | 17.8 | 3.5 |
| 視覚障害 | 0.0 | 0.0 | 2.1 | 20.8 | 0.0 |
| 聴覚・言語障害 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 12.3 | 0.0 |
| 肢体不自由 | 3.8 | 0.3 | 0.7 | 16.3 | 2.4 |
| 内部障害 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 16.8 | 0.0 |
| 知的障害 | 19.2 | 3.3 | 1.3 | 20.4 | 11.7 |
| 精神障害 | 0.0 | 0.6 | 1.1 | 19.1 | 0.0 |
| 高齢者（65歳以上） | 3.0 | 1.9 | 1.4 | 14.4 | 1.6 |



⑥日中活動系サービスの利用状況・利用意向

(単位：%)

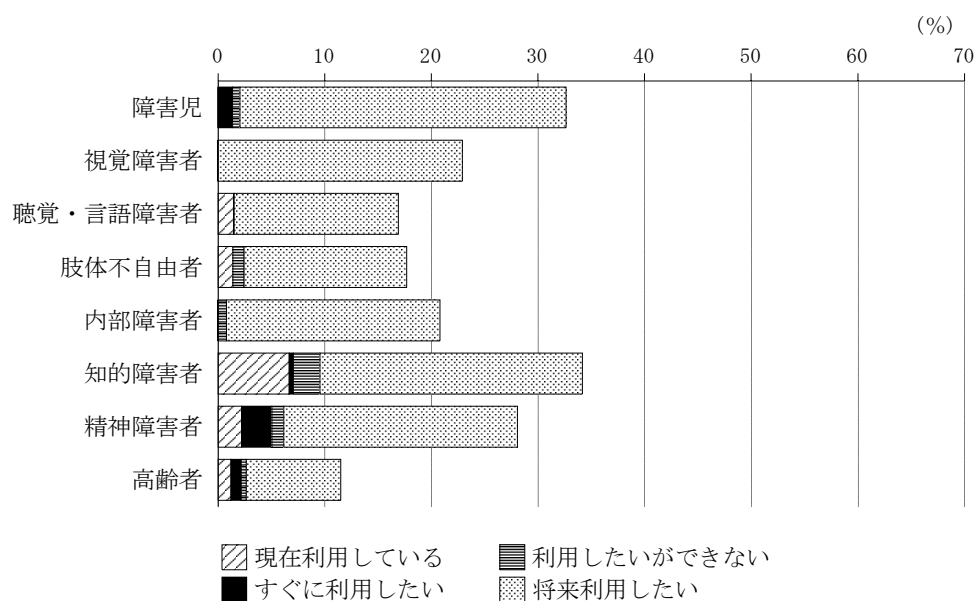
| | 現在利用している | すぐに利用したい | 利用したいができない | 将来利用したい | 利用量を増やしたい |
|-------------|----------|----------|------------|---------|-----------|
| 障害児（0～17歳） | 6.8 | 1.4 | 2.0 | 46.3 | 1.4 |
| 障害者（18～64歳） | 12.5 | 1.6 | 1.7 | 13.9 | 3.3 |
| 視覚障害 | 4.2 | 2.1 | 0.0 | 20.8 | 2.1 |
| 聴覚・言語障害 | 6.2 | 3.1 | 0.0 | 10.8 | 1.5 |
| 肢体不自由 | 4.5 | 0.3 | 2.1 | 13.2 | 1.4 |
| 内部障害 | 0.8 | 0.0 | 0.0 | 18.4 | 0.8 |
| 知的障害 | 36.3 | 0.8 | 2.1 | 7.5 | 7.5 |
| 精神障害 | 11.2 | 5.6 | 2.8 | 19.1 | 4.5 |
| 高齢者（65歳以上） | 5.5 | 1.3 | 1.3 | 7.1 | 2.2 |



⑦居住系サービスの利用状況・利用意向

(単位：%)

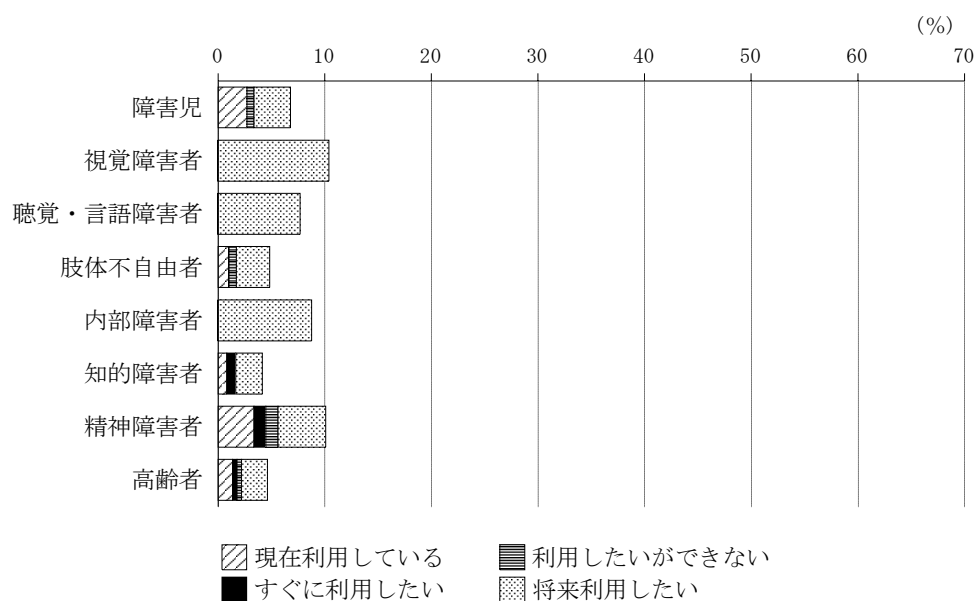
| | 現在利用している | すぐに利用したい | 利用したい ができない | 将来利用したい | 利用量を増やしたい |
|-------------|----------|----------|----------------|---------|-----------|
| 障害児（0～17歳） | 0.0 | 1.4 | 0.7 | 30.6 | — |
| 障害者（18～64歳） | 2.5 | 0.6 | 1.2 | 19.6 | — |
| 視覚障害 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 22.9 | — |
| 聴覚・言語障害 | 1.5 | 0.0 | 0.0 | 15.4 | — |
| 肢体不自由 | 1.4 | 0.0 | 1.0 | 15.3 | — |
| 内部障害 | 0.0 | 0.0 | 0.8 | 20.0 | — |
| 知的障害 | 6.7 | 0.4 | 2.5 | 24.6 | — |
| 精神障害 | 2.2 | 2.8 | 1.1 | 21.9 | — |
| 高齢者（65歳以上） | 1.2 | 0.9 | 0.5 | 8.8 | — |



⑧その他のサービスの利用状況・利用意向

(単位：%)

| | 現在利用している | すぐに利用したい | 利用したい ができない | 将来利用したい | 利用量を増やしたい |
|-------------|----------|----------|----------------|---------|-----------|
| 障害児（0～17歳） | 2.7 | 0.0 | 0.7 | 3.4 | 0.0 |
| 障害者（18～64歳） | 1.1 | 0.4 | 0.4 | 4.7 | 0.2 |
| 視覚障害 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 10.4 | 0.0 |
| 聴覚・言語障害 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 7.7 | 0.0 |
| 肢体不自由 | 1.0 | 0.0 | 0.7 | 3.1 | 0.3 |
| 内部障害 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 8.8 | 0.0 |
| 知的障害 | 0.8 | 0.8 | 0.0 | 2.5 | 0.0 |
| 精神障害 | 3.4 | 1.1 | 1.1 | 4.5 | 0.6 |
| 高齢者（65歳以上） | 1.4 | 0.4 | 0.4 | 2.4 | 0.0 |



障害福祉サービス等の利用実績の推移

寝屋川市障害者長期計画を策定した平成10年度以降の障害福祉サービス等の利用状況の推移と、

①訪問系サービス

単位

| | 平成10年度 | 平成11年度 | 平成12年度 | 平成13年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|
| ホームヘルプサービス | 7,357 | 9,900 | 3,881 | 3,978 |
| 身体障害者・知的障害者 | 7,357 | 9,900 | 3,881 | 3,978 |
| 支援費制度 | | | | |
| 身体障害者 | | | | |
| 知的障害者 | | | | |
| 児童 | | | | |
| 日常生活支援 | | | | |
| 精神障害者 | | | | |
| 訪問入浴サービス | 194 | 194 | 211 | 193 |

②移動支援

| | 平成10年度 | 平成11年度 | 平成12年度 | 平成13年度 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|
| ガイドヘルプサービス | 2,455 | 3,300 | 4,793 | 6,090 |
| 視覚障害者 | 1,954 | 2,688 | 3,463 | 3,585 |
| 車いす常用者 | 405 | 522 | 1,115 | 1,731 |
| 知的障害者 | 96 | 90 | 215 | 774 |
| 支援費制度 | | | | |
| 視覚障害者 | | | | |
| 全身性・その他身体障害者 | | | | |
| 知的障害者 | | | | |
| 児童 | | | | |

③コミュニケーション支援

| | 平成10年度 | 平成11年度 | 平成12年度 | 平成13年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|
| 手話奉仕員派遣 | 193 | 227 | 181 | 271 |

長期計画の目標（平成19年度）に対する達成状況は下表のとおりです。

：ホームヘルプサービス＝時間 訪問入浴サービス＝回

| 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 |
|--------|--------|--------|--------|
| 4,971 | 22,591 | 45,112 | 61,078 |
| 4,204 | 20,424 | 42,535 | 58,115 |
| | 14,723 | 31,247 | 38,985 |
| | 1,361 | 4,455 | 7,066 |
| | 3,697 | 5,641 | 7,011 |
| | 643 | 1,192 | 5,053 |
| 767 | 2,167 | 2,577 | 2,963 |
| 226 | 253 | 251 | 281 |

長期計画達成状況
 19年度目標 17年度達成率
 → 56,925 102%
 (時間)

単位：平成14年度以前＝回 平成15年度以降＝時間

| 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 |
|--------|--------|--------|--------|
| 8,073 | 55,161 | 75,013 | 85,475 |
| 4,189 | | | |
| 2,935 | | | |
| 949 | | | |
| | 24,676 | 27,060 | 28,155 |
| | 17,461 | 23,992 | 25,501 |
| | 10,129 | 19,187 | 25,989 |
| | 2,895 | 4,774 | 5,830 |

長期計画達成状況
 19年度目標 17年度達成率
 → 43,310 197%
 (時間)

単位：回

| 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 |
|--------|--------|--------|--------|
| 266 | 382 | 473 | 307 |

④短期入所

| | 平成10年度 | 平成11年度 | 平成12年度 | 平成13年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|
| ショートステイ | 505 | 942 | 663 | 798 |
| 身体障害者・知的障害者 | 505 | 942 | 663 | 798 |
| 精神障害者 | | | | |

⑤日中活動系サービス

| | 平成10年度 | 平成11年度 | 平成12年度 | 平成13年度 |
|------------------|--------|--------|--------|--------|
| 通所施設 | 258 | 200 | 207 | 235 |
| 身体障害者 | 27 | 27 | 27 | 27 |
| 知的障害者 | 231 | 173 | 180 | 208 |
| 小規模通所授産施設・小規模作業所 | 113 | 130 | 139 | 135 |
| 小規模通所授産施設 | | | | |
| 小規模作業所 | 113 | 130 | 139 | 135 |
| デイサービス | 3,126 | 3,446 | 2,789 | 3,141 |
| 身体障害者・知的障害者 | 3,126 | 3,446 | 2,789 | 3,141 |

⑥居住系サービス

| | 平成10年度 | 平成11年度 | 平成12年度 | 平成13年度 |
|---------------|--------|--------|--------|--------|
| グループホーム | 12 | 18 | 30 | 35 |
| 知的障害者 | 12 | 18 | 30 | 35 |
| 精神障害者 | | | | |
| 入所施設 | 139 | 149 | 144 | 143 |
| 身体障害者 | 46 | 47 | 42 | 38 |
| 知的障害者（通勤寮を含む） | 93 | 102 | 102 | 105 |

単位：平成14年度以前＝回 平成15年度以降＝日

| 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 |
|--------|--------|--------|--------|
| 829 | 2,544 | 2,997 | 4,720 |
| 758 | 2,484 | 2,926 | 4,682 |
| 71 | 60 | 71 | 38 |

長期計画達成状況

19年度目標 17年度達成率

→ 5,040 93%
(日)

単位：施設＝人 デイサービス＝回

| 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 |
|--------|--------|--------|--------|
| 253 | 323 | 331 | 331 |
| 27 | 19 | 14 | 13 |
| 226 | 304 | 317 | 318 |
| 129 | 115 | 109 | 112 |
| 52 | 52 | 65 | 65 |
| 77 | 63 | 44 | 47 |
| 3,289 | 9,748 | 11,572 | 31,167 |
| 3,289 | 9,748 | 11,572 | 31,167 |

長期計画達成状況

19年度目標 17年度達成率

→ 11,730 266%
(日)

単位：人

| 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 |
|--------|--------|--------|--------|
| 41 | 57 | 70 | 78 |
| 39 | 52 | 60 | 66 |
| 2 | 5 | 10 | 12 |
| 159 | 160 | 162 | 172 |
| 47 | 46 | 45 | 59 |
| 112 | 114 | 117 | 113 |

長期計画達成状況

19年度目標 17年度達成率

→ 98 67%
(人)

※目標は福祉ホームを含む

障害者自立支援法の概要

障害がある人の地域生活と就労をすすめ自立を支援するために、これまで障害種別ごとに提供されてきた福祉サービス等を共通の制度のもとで提供するよう、障害者自立支援法が平成17年に制定され、平成18年度から施行されています。

●障害者自立支援法による障害保健福祉制度改革のねらい

障害者自立支援法は、つぎの改革を行うことをねらいとして制定されました。

- ①障害の種別にかかわらず必要とするサービスを利用できるよう、障害種別ごとの事業や施設を再編し、利用のしくみを一元化するとともに、提供主体も市町村に一元化する。
- ②「障害がある人がもっと働ける社会」とするよう、一般就労への移行や就労を継続するための支援を行う。
- ③身近なところでサービスが利用できるよう、地域の資源を活用するための規制緩和を行う。
- ④支援の必要性に応じて公平にサービスが利用できるよう、利用に関する手続きや基準を透明で明確なものにする。
- ⑤増大するニーズに対応する財源を確保するために、国や自治体が責任をもって費用を負担するとともに、サービスを利用する人も利用量と所得に応じて公平に負担する。

●障害福祉サービス等の内容

障害者自立支援法では、これまで障害種別ごとに提供されてきた福祉サービス等が、国や自治体が義務的に経費を負担して個別に給付する「自立支援給付」と、都道府県・市町村が地域の状況に応じて柔軟に実施する「地域生活支援事業」に大別して提供されます。

(自立支援給付)

自立支援給付には、介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具が含まれます。

自立支援給付のサービスを利用するには、まず、認定調査（調査員による訪問調査）を受けていただき、調査結果に基づいてコンピューターで一次判定を行います。

訓練等給付を利用される場合は、ご本人の利用意向をお聴きしたうえで暫定的にサービスの支給決定を行い、訓練効果の可能性を検証したうえで正式な支給決定を行います。

介護給付を利用される場合は、一次判定の結果と医師の診断書および認定調査の特記事項に基づき審査会で二次判定を行います。そのうえでご本人の利用意向をお聴きして、サービスの支給決定を行います。

支給決定が出たら、事業者と契約を結んでサービスを利用していただきます。施設や病院から地域に移行する方や家族などの支援が得られない方などは、都道府県が指定した事業者「サービス利用計画（ケアプラン）」を作成してもらうこともできます。

なお、認定結果に疑問がある場合は、都道府県に不服申立をすることができます。

(地域生活支援事業)

地域生活支援事業には都道府県事業と市町村事業があります。市町村事業には相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援

センター事業、その他の事業があり、市町村が国・府の補助を受けながら地域の実情の応じて実施します。

●利用料負担について

自立支援給付については、原則として利用料の1割（入所施設の光熱水道費、医療費、個室費などは全額）をサービスを利用される方に負担していただきます。ただし、低所得の方などに配慮して上限額や減免、補足給付の制度などが設けられています。

地域生活支援事業については、事業の性格や内容に応じて利用者負担をお願いするものではないものがあり、上限額や所得に応じた利用料の設定などの配慮を行っています。

サービスの概要

| サービスの名称 | サービス内容の概要 | サービスの対象者 | | | |
|---------------------------|--|----------|----|----|---|
| | | 身体 | 知的 | 精神 | 対象となる障害程度区分 (無記入のものは制限なし) |
| 自宅を訪問して介護等を行うサービス | | | | | |
| 居宅介護 (ホームヘルプ) | ホームヘルパーが身体介護や家事援助を行います | ○ | ○ | ○ | 1以上 |
| 重度訪問介護 | 常時介護を必要とする肢体不自由の方に、身体介護、家事援助と外出時の移動支援を行います | ○ | | | 4以上で四肢のうち二肢に障害があり、歩行・移乗・排泄のいずれにも介助が必要な人 |
| 重度障害者等包括支援 | 介護の必要性が非常に高い方に、居宅介護等のいろいろなサービスで包括的に支援します | ○ | ○ | ○ | 6で重度障害者等包括支援の対象と判定された人 |
| 移動や外出を支援するサービス | | | | | |
| 移動支援事業[地] (ガイドヘルプ) | ガイドヘルパーが外出時の移動を支援します | ○ | ○ | ○ | |
| 重度訪問介護 | 常時介護を必要とする肢体不自由の方に、身体介護、家事援助と外出時の移動支援を行います | ○ | | | 4以上で四肢のうち二肢に障害があり、歩行・移乗・排泄のいずれにも介助が必要な人 |
| 行動援護 | 判断能力が不十分な方が行動する際に危険回避や外出の支援を行います | | ○ | ○ | 3以上で行動関連項目の判定が10点以上の人 |
| コミュニケーションを支援するサービス | | | | | |
| コミュニケーション支援事業 [地] | 社会生活でコミュニケーションが必要な際に、手話通訳者や要約筆記者を派遣します | ○ | | | |
| 補装具や日常生活用具 | | | | | |
| 補装具 | 障害に応じて、必要な補装具の交付や修理を行います | ○ | | | |
| 日常生活用具給付等事業 [地] | 障害に応じて、日常生活に必要な用具を給付します | ○ | ○ | ○ | |
| 短期入所 | | | | | |
| 短期入所 (ショートステイ) | 介護者が病気などのときに、短期間、施設に入所(宿泊)して介護を行います | ○ | ○ | ○ | |

| サービスの名称 | サービス内容の概要 | サービスの対象者 | | | |
|----------------------------|--|----------|----|----|--------------------------------|
| | | 身体 | 知的 | 精神 | 対象となる障害程度区分 (無記入のものは制限なし) |
| 通所して活動や就労・訓練を行うサービス | | | | | |
| 生活介護 | 常時介護を必要とする方に、創作的活動や生産活動の場を提供するとともに、入浴・食事等の介護を行います | ○ | ○ | △ | 3以上(50歳以上は2以上、50歳未満の施設入所者は4以上) |
| 療養介護 | 医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護等を行います | ○ | | | 疾病や障害の状態により5以上または6 |
| 児童デイサービス | 障害のある児童の方に、日常動作訓練や集団適応訓練等を行います | ○ | ○ | | |
| 日中一時支援事業 [地] | 介護者が一時的に介護できない時(昼間)に施設で介護したり、放課後の活動の場を提供します | ○ | ○ | ○ | |
| 経過的デイサービス事業 [地] | 平成18年9月まで実施していたデイサービスを平成18年度中は継続して実施します | ○ | ○ | ○ | |
| 地域活動支援センター事業 [地] | 創作的活動や生産活動の場を提供し、地域との交流を支援します(精神障害者地域生活支援センターも地域活動支援センター事業になります) | ○ | ○ | ○ | |
| 自立訓練 | 機能訓練や生活訓練を行います(有期限で利用します) | ○ | ○ | ○ | |
| 就労移行支援 | 一般企業等での就労を希望する方に、就労に必要な能力を高める訓練を行います(有期限で利用します) | ○ | ○ | ○ | |
| 就労継続支援 | 一般企業等での就労が難しい方に、働く場を提供するとともに、必要な訓練を行います | ○ | ○ | ○ | |
| 旧体系の通所施設等 | 通所授産施設、通所更生施設、小規模通所授産施設は、事業所が上記のサービスに移行するまでの間は継続して利用できます | ○ | ○ | ○ | |
| 居住の場を提供するサービス | | | | | |
| 共同生活援助 (グループホーム) | 介護が必要ない障害者の方が共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助を行います | | ○ | ○ | 非該当または1 |
| 共同生活介護 (ケアホーム) | 介護が必要な方が共同生活を行う住居で入浴や食事等の介護を行います | | ○ | ○ | 2以上 |
| 施設入所支援 | 入所施設で、夜間や休日の介護を行います | ○ | ○ | ○ | 4以上(50歳以上は3以上) |
| 旧体系の入所施設等 | 身体障害者療護施設、身体障害者入所更生施設、知的障害者入所更生施設、知的障害者入所授産施設、知的障害者通勤療、精神障害者社会復帰施設(援護療)等の入所施設は、事業所が上記のサービスに移行するまでの間は継続して利用できます | ○ | ○ | ○ | |

※サービスの名称に「[地]」が付いているものは地域生活支援事業、それ以外は自立支援給付です。

用語説明

●エンパワメント

自分自身をみつめ、一人ひとりが本来もっている“生活していくための力”を引き出すよう、支援や条件整備を行う取り組みです。

●オンブズパーソン（苦情調整委員）

市民の権利をまもるために、サービスなどに関する苦情を受け付け、中立的な立場で調査や勧告などを行う制度です。

●ケアマネジメント・ケアプラン

一人ひとりの状況に応じてサービスを組み合わせた計画（ケアプラン）をつくって支援するしくみです。

●コーディネート・コーディネーター

コーディネートは、関係する各々の人や機関等の調整を図り、全体としてうまくいくように整えることです。また、そうした調整を行う人をコーディネーターといいます。

●コミュニティソーシャルワーカー

暮らしに関わるさまざまな課題のために福祉的な支援が必要な人への相談・支援を、地域に密着して行う専門職です。

●支給決定ガイドライン

障害者自立支援法では、心身の状況（障害程度区分）、社会活動や介護者、居住等の状況、障害福祉サービス等の利用意向、訓練・就労に関する評価に基づいて市町村がサービス支給の可否や支給量を決定しますが、その基準となるものです。

●支援費制度

社会福祉基礎構造改革の一環として、行政がサービスを決定する措置制度を改め、利用者が選択し、事業者と契約して利用する制度が平成15年度に導入されました。なお、平成18年度からは障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス等に移行しました。

●社会福祉基礎構造改革

戦後期に形成されたわが国の社会福祉のしくみを、社会の変化にともなう福祉ニーズの多様化に対応させるための一連の制度改正のことをいい、平成12年に社会福祉に関する事業についての基本的な事項を定めた社会福祉法が改正されました。また、平成12年には介護保険制度も導入され、障害者福祉の分野では平成15年度から支援費制度が導入されました。

●就業・生活支援準備センター

障害者の職業的自立を実現するために就業と生活の支援を一体的に行う「地域障害者就業・生活支援センター」の設置に向けて、市や関係団体等のネットワークを構築し、準備や実績づくりをすすめる機関です。

●障害者自立支援法

地域生活と就労をすすめ自立を支援するよう、障害種別ごとだった福祉サービス等を一元化して提供するための法律で、市町村・都道府県が障害福祉計画を策定することや費用負担（国・都道府県・市町村の財政責任の明確化と原則1割の利用者負担の導入）などが定められています。

●障害者の権利条約

障害者への差別を禁止し、すべての権利が障害者にも等しく保障されるよう、原則とさまざまな分野についての規定を定めた条約が平成18年に国連で採択されました。今後、各国で批准に向けて国内法の整備がすすめられます。

●ジョブコーチ・ジョブサポーター

ジョブコーチ（職場適応援助者）は、障害者が就労している職場で、状況に応じて必要な技能の指導や理解の促進などの支援を行う専門職です。ジョブサポーターは、ボランティアとして障害者の就業活動や就労に付き添い、支援する人をイメージしています。

●成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が十分ではない人の財産管理や契約行為などを支援する制度で、判断能力などに応じて「後見」、「保佐」、「補助」の3類型があります。

●地域移行支援センター

福祉施設を退所した障害者の地域での自立生活を支援するために、グループホームの設置や日中活動の場の調整などを行う機関（社会福祉法人が設置します）です。

●地域福祉

だれもが地域とつながりをもって自立して暮らせるよう支援するために、市民一人ひとりが主役となり、団体、事業者、行政などの地域のあらゆる力をあわせていく新しい福祉の理念としくみです。

●地域福祉権利擁護事業

認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が十分ではない人の福祉サービスの利用や日常的な金銭管理を支援するサービスです。

●ノーマライゼーション

障害のある人もない人も同じように暮らせる社会があたりまえの社会だという、社会福祉の基本となる考え方です。

●パブリックコメント

行政機関が計画や政策の決定を行う際に、事前に原案を公表して市民の意見や情報提供を求める制度です。

●バリアフリー

障害がある人などの社会参加を妨げている障壁（バリア：段差などの物理的なバリア、情報や制度などのバリア、人々の意識上のバリアなど）をなくしていくことをいいます。

寝屋川市障害福祉計画（第1期計画）

平成19年3月

編集・発行 寝屋川市保健福祉部障害福祉課

〒572-8533 寝屋川市池田西町28番22号
（市立総合センター2階）

TEL 072-824-1181 FAX 072-826-1860